2015年2月1日発行（毎月1回1日発行） 第15巻第2号（通巻478号） 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498

LIBRA

2015年 2月号

〈特 集〉

押さえておきたい知的財産法
―著作権を中心に―

〈インタビュー〉

東京スポーツ新聞社 代表取締役社長兼編集局長 酒井 修さん

東京弁護士会

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2015年2月号

特　集

02 **押さえておきたい知的財産法**
―著作権を中心に―
執筆：東京弁護士会知的財産権法部

インタビュー

22 **東京スポーツ新聞社 代表取締役社長兼編集局長 酒井 修さん**

ニュース&トピックス

26 • 2015年 東京弁護士会 新年式
• 広報委員会市民交流部会の活動報告 最高裁判所見学会に参加して

連　載

30 常議員会報告（2014年度 第9回）

32 監事室から
• 弁護士会費の逆進性　殷 勇基
• 財政基盤の確立と魅力ある弁護士会　長谷部修

33 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会「医療観察制度等について」報告　髙橋順一

34 東京弁護士会「弁護士お試し制度」登録弁護士名簿にご登録ください!!

36 今，憲法問題を語る
第44回　シンポジウム「集団的自衛権で本当に国民の命と暮らしが守れるか？
～閣議決定を検証する」報告　中本源太郎

37 秘密保護法 解説
第17回　私戦予備・陰謀罪捜査にみる秘密保護法の暴走の予感　清水 勉

38 近時の労働判例
第26回　東京地裁平成25年11月12日判決(リコー(子会社出向)事件)　山本一生

40 刑弁でGO！：第59回
• 取調べの可視化の現状　岡田浩志
• 日弁連量刑データベースの活用法　大久保博史

42 弁護士が狙われる時代―弁護士業務妨害への対応
第70回　法律事務所におけるセキュリティ対策グッズの必要性　古屋可菜子

43 性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を
第7回　日弁連の託児サービスを利用しました～司法シンポ参加にあたって～　砂川潮子

44 via moderna
第55回　地方の若手弁護士に聞く～拡大版！京都弁護士会少壮会編～　阿部実佑季

46 わたしの修習時代：よき時代の修習　8期　海谷利宏

47 66期リレーエッセイ：初めての破産申立事件と管財事件　岩下明弘

48 心に残る映画：『悪魔のいけにえ』 木村裕史

49 コーヒーブレイク：「マイペンライ」の国に来て　田畑智砂

50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

52 67期 新入会員 名簿

54 会長声明

60 インフォメーション

押さえておきたい知的財産法
―著作権を中心に―

知的財産法を専門としていない会員であっても，一般の法律相談や顧問先からの質問などで知的財産法分野についての相談を受けることがあるかと思います。今月の特集では，押さえておきたい知的財産法分野の知識について，東京弁護士会知的財産法部にご寄稿いただきました。

本特集では，知的財産権訴訟の現状についての解説と，著作権法を中心とした実務に直結するトピック（スキャン代行，ドメイン名を巡る紛争，発信者情報開示，建物や庭の改装と著作権）についての中堅弁護士と若手弁護士との会話形式でのケーススタディとが分かりやすくまとめられています。日ごろ知的財産法分野を扱う機会の少ない会員にも参考にしていただければ幸いです。

（西川 達也）

執筆：東京弁護士会知的財産権法部

第1　知的財産権訴訟の現状

1　はじめに

LIBRAでは，2004（平成16）年1月号と2月号において，知的財産権の特集を行った。この当時は，経済のグローバル化に伴う経営環境の大きな変化の中で，知的財産権の重要性が再認識された頃であり，知的財産基本法の制定や，知的財産権高等裁判所の設置など大きな変革が行われた。

本項では，それから10年が経過した現状における知的財産権関係訴訟の状況を，統計データ*1を元に簡単に紹介する。なお，知的財産権訴訟は，侵害訴訟をはじめとする民事訴訟と特許庁の判断（審決）の当否を判断する審決取消訴訟とに大別されるが*2，ここでは民事関係の訴訟について紹介する。

2　新受・既済事件～地方裁判所

平成17年から25年までの9年間に，全国の地方裁判所に係属した知的財産権関係の民事訴訟の新受・既済件数は**表1**のとおりである。これは特許，意匠，著作権などに対する侵害訴訟の件数のみならず，職務発明に関する対価請求権を巡る訴訟なども含めた件数である。

表1

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新受	579	589	496	497	527	631	518	567	552
既済	639	603	536	503	469	486	620	503	608

＊1：統計データは，特に断らない限り，法曹時報66巻10号（「平成25年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」最高裁判所事務総局行政局）によった。

＊2：その他，刑事事件や仮処分事件などがある。

この数字を見ると，新受件数は概ね500件程度であり，平成16年以降，知的財産権の重要性が再認識されたといっても，訴訟件数にはあまり大きな変動はみられない。

なお，平成25年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」47頁には，日本，中国，米国の知財特許権，実用新案権，意匠権にかかる民事訴訟の件数が掲載されている。これによれば，2012年において，日本が187件とされているのに対し，米国が5189件，中国が9680件とされている。もとより，各国によって市場の状況，裁判制度あるいは国民性は大きく異なり，また，訴訟の件数が多いことが知財を巡る状況が活発であるとは一義的にはいえない部分もあろうが，日本における状況はやや寂しいように思われる。

3　事件の種類別件数～地方裁判所

平成25年における知的財産権関係訴訟の事件の内訳は**表2**のとおりである。特許権関係が全体の30パーセント程度，次いで，著作権（プログラム著作権を除く）関係が22パーセント程度，不正競争防止法関係が22パーセント弱，商標権関係が15パーセント程度であり，例年，特許権に関する紛争がもっとも多く，著作権，不正競争防止法，商標権関係がそれに次ぐという状況である。

表2

	総数	特許	実案	意匠	商標	著作	プログラム	不競	その他
新受	552	164	8	12	81	121	15	119	32
既済	608	182	8	22	91	122	10	143	30

4　終局区分別既済件数～地方裁判所

表3は平成21年から25年までに地方裁判所に係属した知的財産権関係事件の終局区分別の件数である。これを見ると，平成25年における総件数に対する認容判決（一部認容を含む）の割合は20パーセント程度であり，判決により終局したものに対する認容判決の割合は45.5パーセント程度である。

なお，知的財産権訴訟（とりわけ特許訴訟）では，侵害に関する審理（権利侵害が成立するか否かに関する審理）と損害に関する審理（権利侵害が認められた上で，損害額を定めるための審理）とが分断されており，裁判所が侵害との心証を得た場合には，損害に関する審理に入る段階で心証開示がなされるケースが多く，これを受けて和解が成立するケースは多い（特に高額な認容額となる場合には和解が成立するケースが多い）。そのため，和解で終了した事件のある程度の数は勝訴的な内容であることが予想され，同様の理由から，取下げで終了しているケースでも裁判外の和解によって勝訴的な和解がされていることが予想される。以上からすると，知財訴訟における原告の請求の認容件数はそれ程少ないものではない。

表3

年次	総数	判決				決定・命令	和解	取下げ	その他
		認容	棄却	却下	その他				
H21	469	74	94	6	0	25	205	51	14
H22	486	90	102	3	0	15	214	51	11
H23	620	90	183	1	0	38	191	98	19
H24	503	92	119	7	0	25	190	58	12
H25	608	122	129	17	0	18	233	81	8

5　平均審理期間

20年前には，知財事件というと第一審だけでも2～3年かかる事件が多く，審理の迅速化がいわれてきた。この点，平成16年頃までには13～14ヶ月程度で一審の判断が示されるようになっていたから，この10年間，大きな変化はない。知財訴訟の複雑さを考えると，少なくとも，権利侵害の有無に関する審理についてはこれ以上のスピードアップを望むのは困難なレベルにあると思われる。

表4

年　次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
既済事件 平均審理期間(月)	13.8	13.5	12.5	14.4	13.7	13.4	14.8	13.4	15.7	15.7
未済事件 平均審理期間(月)	10.8	10.6	10.5	9.9	10.1	11.0	10.1	12.2	12.1	11.4

6　控訴審の概要

上記した民事訴訟に対する控訴審の概要であるが，件数は，例年，130～180件程度である（平成25年で新受が148件，既済が134件）。また，事件の内訳（新受件数）は平成25年で特許権関係61件，次いで不正競争防止法関係26件，著作権関係（プログラム著作権を除く）25件，商標権関係19件といった順番であり，地裁の動向と同様である。審理期間については，最近では一回結審も多く，大部分の事件が半年から1年以内に終了している。なお，終局区分別既済件数については，**表5**を参照されたい。

表5

年次	総数	判決				決定・命令	和解	取下げ	その他
		取消自判	控訴棄却	控訴却下	その他				
H21	140	30	50	0	2	9	35	8	6
H22	137	19	66	0	4	12	25	10	1
H23	155	13	77	0	0	11	34	14	6
H24	143	25	73	0	0	7	23	10	5
H25	134	17	84	0	2	5	19	5	2

7　小括

以上，知的財産権関係の民事訴訟の現状を紹介したが，知的財産権の活用が再認識されてから10年における知的財産権関係の民事訴訟を総括するならば，知的財産高等裁判所の設立や裁判官の人数の増員といった裁判所の審理体制の充実もあり，審理の早さや精密さの面では世界でもトップクラスといえるレベルになり，また，原告の勝訴率の面においても改善が見られているにもかかわらず，今ひとつその活用が伸び悩んでいるのが現状といえよう。

もとより訴訟の件数が多ければよい，というものではないが，知的財産権の分野においても法の支配が行き渡るべきは当然であり，やはり，この観点からは，ある程度積極的な裁判制度の活用が重要となろう。

当部（東京弁護士会知的財産権法部）においても，より使いやすい裁判制度や運用の改善に向けて，積極的な提言を行っていきたいと考えている。

第2　ケーススタディ

1　はじめに

特許権などに関する紛争は，それを専門にする弁護士のところでないとなかなか相談に接することもない。一方，著作権，商標権あるいは不正競争防止法といった分野の紛争はより身近な問題であり，弁護士として，突然，相談を受ける場合がある。

そこで，以下では，著作権分野を中心に，最近の裁判例などで争点とされた法律問題などについて，若手弁護士Aと中堅弁護士Bとの会話を通じ，法律上の論点や解釈を紹介したい。

2　スキャン代行（自炊代行）

本や雑誌をスキャナーで読み取って，電子データ化することを俗に「自炊」といい，この作業を請け負う業者を「スキャン代行事業者」「自炊代行業者」などという。近時，作家等が著作権侵害を理由に自炊代行業者を訴えたケースがあった。

A：先日，顧問先から，会社の資料室にある古い資料や雑誌・書籍を断裁してスキャナーにかけてPDFファイルにして保存する計画についての相談を受けました。コピー機にもスキャナー機能がついているし，専用の機器も安くなっているそうです。

私からは，雑誌や書籍の記事などには著作権が認められるから，社員だけがアクセスできる企業内ネットワーク（イントラネット）などで社員が自由にアクセスできるようにすると著作権侵害になるので許されないという話をしておきました。

B：社員という特定された範囲だけで見ることができるとしても，「特定かつ多数の者」も「公衆」に含まれるから*3，イントラネットで社員がアクセスできるようにしてしまうと著作権法上の公衆送信権侵害になりますね*4。これは会社での利用のお話なので，私的複製の問題にはならないことに注意する必要がありますね。1つのコンピューターや1枚のDVDに保存しただけであっても，複製権侵害になります*5。このことを，きちんと指摘しておくべきでしたね。たとえ雑誌や書籍を廃棄して結果として複製物の数が増えなくても，一度，複製物を有形的に再製している以上*6，複製行為は存在するとされます。PDFファイルを作成して保存するのは，自社で著作権を有している社員が作成した社内資料などに限らなければならないことを改めて伝えておきなさい。

A：確かに私的使用のための複製（著作権法30条）として許されるのは，「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするとき」に限られるから，会社で使用する目的だと認められないですね。

B：社内で会議資料などとして雑誌・新聞などのコピーを取るときも同じだね。新聞や雑誌・書籍の複写については，管理団体*7との包括契約である程度はカバーできるが，PDFファイルの作成についてはそのような仕組み自体がないから，残念ながら，許諾を得てPDFファイル化するのは難しいのが現実ですね。

A：ところで，今では，家庭用のスキャン専用機などもあるので，自宅の蔵書をPDF化してタブレット端末などで読めるようにする人も増えているようです。こちらは，先ほどの私的使用のための複製として許されますよね。

B：そう，「自炊」と呼ばれたりしているようだが，自分で書籍などをPDFファイル化することは許されます。

＊3：著作権法2条5項
＊4：著作権法23条，2条1項7号の2，同項9号の4
＊5：著作権法21条
＊6：著作権法2条1項15号　知財高裁平成26年10月22日判決（最高裁HP）
＊7：公益社団法人日本複製権センター（JRRC），一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）など

「自炊」という言葉は，元々はネットスラングだったが最近は一般にも使うようになってきていますね。条文上は「使用する者が複製することができる。」となっているから，自分自身でPDFファイル化するのなら問題はないことになります。但し，最初は家庭内で使用する目的で複製したものを，その後に第三者に譲渡したりすると，目的外使用として，その時点で複製を行ったものとみなされるので，注意が必要です*8。

A：自分で作業をするのは面倒なので，子どもなど家族にやってもらうのは，許されますよね。

B：家庭内で使用する目的の範囲だから大丈夫です。また，使用者の手足としてその支配下にある者に具体的複製行為を行わせることは許されていると言われているので，例えば体の不自由な人が，身の回りのことを手伝ってもらっているヘルパーさんに，特定の著作物のPDFファイル化をしてもらうのは許されるだろうね。

A：そういえば，自分でスキャンをするのは面倒だし，大変だからということで，本を送ると有料でスキャンしてPDFファイルにして送ってくれる代行業者について，最近，判決がでましたね。

B：平成26年10月に出た知財高裁の判決だね*9。この事件で事業者は，利用者が複製の主体であり，事業者はその利用者の私的複製を補助しているにすぎないとか，そもそも，PDFファイルにした書籍は廃棄しているので，複製物の数は増えておらず，複製行為自体が存在しないなどと主張していました。しかし，判決では，利用者から送られてきた本をPDF化している事業者は，独立した事業主体であって複製行為の主体であり，また，利用者の「補助者」ないし「手足」ということはできないとしています。また，たとえ本自体は廃棄していて複製物の数が増えないとしてもPDFファイルの作成は複製行為に該当すると判断しています。

A：法解釈としては理解できるのですが，技術が進歩しているのに，それを事業にうまく活用できないし，読者に不便を強いていて，残念な判決だと思いました。

B：確かにそのような批判があるところです。しかし，もともと私的複製についての権利制限は，権利者の利益をさほど害しない家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する趣旨で設けられたものです。それにもかかわらず，外部の事業者による代行を認めてしまうと，事業者は「複製物作成工場」のようなものとして大量に著作物の複製が行われてしまって著作権者の利益を著しく害することになってしまいます*10。現行法上はもちろん，法制度としても単純に合法化することは難しいところでしょうね。きちんと著作権者の同意のもとで使用料も支払われる形で簡単な手続きでPDF化ができる仕組みが創られればよいのですが，簡単ではないようですね。

A：ありがとうございました。

さて，読者の皆様はどう思われるであろうか。上記のとおり，知財高裁平成26年10月22日判決によってスキャン代行（自炊代行）業は否定されたが，A弁護士が述べているとおり，この判決については，「技術が進歩しているのに，それを事業にうまく活用できないし，読者に不便を強いていて，残念な判決だ」とする意見もある。より時代が進み，すべての書籍が電子書籍として販売される時代になれば，自ずとスキャ

＊8：著作権法49条1項1号

＊9：知財高裁平成26年10月22日判決（最高裁HP）。原審は東京地裁平成25年9月30日判決（判例時報2212号86頁）。なお同様の事案について東京地裁平成25年10月30日もある（最高裁HP）。

＊10：加戸守行著「著作権法逐条講義（六訂新版）」233頁　（公社）著作権情報センター

ン代行業の必要性は失われるのであろうが，現状では，例えば，1万冊の蔵書を持つ者が自らすべてをPDFにしなければならないというのも，現実的な問題としては困難である。ここに，スキャン代行業のような業者が求められる背景がある。

この事件も含め，著作権の分野では，著作権法が想定していないような技術の進歩に基づくユーザーの要求と，著作権者等の権利者の保護の要請とが必ずしも一致しないケースがある。このような場合の最終的な解決としては，B弁護士が述べるような，双方の利害調整を踏まえた仕組み作りが求められるところであり，場合によっては，立法的な解決が求められる場面もあるが，その利害調整がなかなか難しく，仕組み作りが頓挫するケースが多いという実情もある。いずれにしても，技術の進歩が進む中で，これまでは想定もしなかった問題が生じるというのが，著作権法のおもしろさといえよう。

3　ドメイン名を巡る紛争

今や，ビジネスを行ううえでドメインの取得は不可欠であり，ドメインもなしに事業を行うこと自体が考えがたいといってよいであろう。それだけに，ドメイン名を巡る紛争は身近に生じうる。以下では，ドメイン名を巡る典型的な紛争について述べる。なお，ドメイン名についての基礎的な事項などについては，一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）のウェブサイト（https://www.nic.ad.jp/ja/）等を参照されたい。

フランチャイズ関係におけるドメインの使用差止

A：依頼者からドメイン名についての法律相談を受けたのですが，経験がなく，どのように対処すればよいか分かりません。相談に乗ってくれますか。

B：どのような事案なんだい。

A：依頼者は，家の鍵を紛失した時などにおける鍵交換サービスのフランチャイザーXで，「○○」という標章を使用して自ら鍵の交換サービスを提供するとともに，全国の鍵業者を対象にフランチャイズ展開をしています。今回相談のあった事案は，フランチャイジーYがフランチャイズ契約に基づく条件に違反したために契約を解約したところ，解約前に，Yが「○○」のローマ字表記のドメイン名（以下，「本件ドメイン名」といいます）を取得し，解約後，そのドメイン名にリンクするYのウェブサイトを作り，引き続き鍵の交換サービスを提供しているというものです。Xは「○○」という標章について，ドメイン登録や商標登録を受けていないそうです。Xは，裁判に訴え出てもYに対しYのドメイン名の使用の中止を請求したいといっています。私はこのような請求が法律上できるかどうか尋ねられたのですが，調査の上回答することにしたのです。

B：不正に取得されたドメイン名の使用中止の法律上の根拠は知っているかい？

A：不正競争防止法だと思います。

B：そう。不正競争防止法2条1項12号だね。同号は「不正の利益を得る目的で，又は他人に損害を加える目的で，他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名，商号，商標，標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し，若しくは保有し，又はそのドメイン名を使用する行為」を不正競争行為の一類型として規定しているので，同法に基づいて使用の差止請求が可能だね。

では，相談のあった事実関係が要件を充足しているか検討してみよう。まず要件を整理してくれるかな。

不正競争防止法2条1項12号の要件

A：まず，Xの「○○」という標章が不正競争防止法２条１項12号にいう「特定商品等表示」すなわち「人の業務に係る氏名，商号，商標，標章その他の商品又は役務を表示するもの」に該当している必要があります。そして，Yの使用しているドメイン名がこれと同一又は類似である必要があります。さらに，Yに「不正の利益を得る目的で，又は他人に損害を加える目的」という主観的要件が認められる必要もあります。

B：そうだね。では検討していこう。

A：まず，Xの「○○」という標章が「特定商品等表示」に該当することは間違いないと思います。この標章を使用して自ら鍵の交換サービスを提供するとともに，全国の鍵業者を対象にフランチャイズ展開をしているということですから。また，Yの使用している本件ドメイン名は，標章「○○」をローマ字表記にしたものということですので，同一性，類似性の要件も充足が認められると思います。

B：同感だね。「特定商品等表示」の要件は，商品又は役務を表示するものであれば足り，不正競争防止法２条１項１号や２号のように周知性や著名性を立証する必要はない。

A：問題は主観的要件だと思います。全く無関係の有名会社の商号や商品名からなるドメイン名を自ら使用する予定もないのに多数登録しておいて，譲渡と引き替えに多額の対価を要求するという事案を耳にしたことがあります。このような事案であれば，「不正の利益を得る目的」が容易に認められると思うのですが，本件では，Yは自らの事業に本件ドメイン名を使用しており，事案が異なります。本件のような場合にも主観的要件の充足が認められるのでしょうか。

B：東京地裁平成14年７月15日判決（判時1796号145頁）【mp3事件】が主観的要件の意味について判示しているので参考になるね。同判決は，「同号にいう『不正の利益を得る目的で』とは『公序良俗に反する態様で，自己の利益を不当に図る目的がある場合』と解すべきであり，単に，ドメイン名の取得，使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また，『他人に損害を加える目的』とは『他人に対して財産上の損害，信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合』と解すべきである。例えば，⑴自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的，⑵他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的，又は，⑶当該ドメイン名のウェブサイトに中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的，を有する場合などが想定される。」と判示している。Aさんのいう事例は，この判決が挙げる「⑴自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的」がある場合に該当するので，「不正の利益を得る目的」が認められることになるだろうね。

A：それでは，本件のように元フランチャイジーがフランチャイザーの標章を含むドメイン名を登録使用している場合はどうなるのでしょうか。Xがその事業によって信用を蓄積してきた「○○」という標章を含むドメイン名を勝手にYが使用できるというのは不当だと思うのです。

B：参考になる裁判例があるよ。東京地裁平成25年７月10日判決（裁判所ウェブサイト）【CENTURY21事件】は，「CENTURY21」の名称を用いて不動産業者向けのフランチャイズチェーンを営む原告が，「CENTURY21.CO.JP」というドメイン（以下，「対象ドメイン」といいます）の登録名義を有する被告に対し，対象ドメインの使用差止等を求めた事案についてのものなんだけど，裁判所は，結論として不正競争防止法に基づき使用差止を認めている。

この事件の被告は，原告のフランチャイズチェーンの元フランチャイジーだったが，債務不履行を理由に解除される前から対象ドメインを保有していたというから，相談のあった本件と似ているだろう？

A：そうですね。参考にしますので，判決がどのような事実認定と判断をしたのか教えてください。

B：わかった。判決では，原告標章の「CENTURY21」が特定商品等表示に該当すること，これと対象ドメインの「CENTURY21.CO.JP」が類似することを肯定した上で，被告による対象ドメインの保有及び使用に「不正の利益を得る目的」が認められるかどうかを検討している。判決は，「被告は，少なくとも本件フランチャイズ契約が終了した平成23年12月28日以降は，原告の特定商品等表示である『CENTURY21』の顧客吸引力にフリーライドして不当に自己の利益を図る目的で本件ドメインを保有しているものと認めるのが相当であり，被告には『不正の利益を図る目的』が認められる。」と判示した。原告の特定商品等表示の顧客吸引力にフリーライドしたという部分がポイントだね。

A：Yは，Xがその事業によって営々と築いてきた「○○」という標章の顧客吸引力にフリーライドして自らの事業に利用しているので，本件でも同様に考えることができそうです。

B：そうだね。これまでに聞いた事情からすれば，本件でも「不正の利益を得る目的」が認められる可能性はそれなりにありそうだね。

なお，この事件の判決は結論として「不正の利益を得る目的」の存在を認めたわけだけど，その前提として，いくつかの認定事実を引用している。すなわち，原被告間のフランチャイズ契約によると契約解除をされた元フランチャイジーの被告が「類似名称，マーク等を含む一切の「センチュリー21マーク等」の即時かつ永久的な使用の取りやめ」が義務づけられていた事実，被告がそれにもかかわらず対象ドメインを保有し不動産業に使用していた事実，被告がフランチャイズ契約の解除後にその商号を原告の特定商品等表示「センチュリー21」と一部共通する「センチュリー住宅販売株式会社」に変更した事実などだ。これらの事情は，「不正の利益を得る目的」ありとの判断を根拠づける方向で使用されているので，本件でも参考になると思う。Xに，フランチャイズ契約の内容や契約解除後のYの動向などを尋ねてみるのも有用だと思うよ。

A：分かりました。早速Xに連絡をとってみることにします。アドバイスありがとうございました。

第三者によるドメインの不正使用

A：ところで，本件とは直接関係がないのですが，ドメイン名に関する紛争処理の方法について質問があるのですが，お聞きしてもよいでしょうか。

B：いいよ。どんなことだい？

A：問題のドメイン名を使用している者が，元々は契約の相手方だったり，同じ組織から分裂して設立された団体であれば，名称や住所を特定することも簡単で，それをもとに訴えを提起することもできます。しかし，全く心当たりのない者なのに，自分の会社や製品とよく似たドメイン名のウェブサイトが出現して，自分の会社と紛らわしい事業をされたり，自分の製品について不当な評価をされたりしたら，誰を相手にして法的措置を講じたらよいのでしょうか。

B：相手方がビジネスをしている場合には，ウェブサイト中に連絡先が掲示されていることも多いよね。しかし，メールアドレスしか記載されていなかったり，連絡先の手がかりが何も記載されていないことも珍しくない。

ドメイン名については，同じドメイン名が複数の者に帰属しないよう，ICANNという組織が，全世界のドメイン名を管理しているんだよ。そのICANNは，ドメイン名

の登録者情報を公開することを義務付けていて，ドメイン名の登録者情報をWhois*11で検索すると（http://www.internic.net/whois.html），ドメイン名の保有者の情報がわかる。また，日本語ドメイン名の場合には，あらかじめ，Punycode表記ドメイン*12に変換してから（http://punycode.jp/），登録者情報を検索すればよい。

A：そうすると，相手方を特定するのは簡単ですね。

B：ところが，最近では，そう簡単ではないんだよ。個人でドメイン名を保有している場合，Whoisで登録者情報が開示されると，個人の住所が世界中に公開されてしまうことになるよね。したがって，情報の開示とプライバシーの保護とを両立させることが難しくなっているんだ。そのため，レジストラント（ドメイン名の保有者）本人の情報ではなく，レジストラ*13の情報が代わりに表示されることが許容されており*14，最近では，多くの場合，レジストラントはこのサービスを利用することが増えているんだ。その場合，Whoisでは，ドメイン名の保有者は特定できない。

A：レジストラはレジストラント（ドメイン名の保有者）の情報を教えてくれないのでしょうか。Whoisでドメイン名の保有者の情報が得られない場合には，泣き寝入りするしかなくなってしまいますが。

B：レジストラは，レジストラントの連絡先を把握しているんだ*15。もっとも，外部に対してその情報を開示すると，レジストラントとの契約違反になりかねない。したがって，レジストラントが直ぐにレジストラントの連絡先を開示してくれることは期待できないんだ。

しかし，レジストラントは，レジストラとの契約で，「登録名保有者は，登録名保有者が知り得る限り，登録名の登録も登録名の直接または間接的な使用においても第三者の法的権利を侵害していないことを表明します。」との表明保証条項を入れる必要があるんだ*16。つまり，レジストラントが，他人の権利を侵害すると，レジストラに対する義務違反になるという仕組みになっている。したがって，レジストラは，レジストラントの義務違反を理由として，レジストラントとの契約を解除したり，その他の契約上の条項を発動することができるんだ。

さらに，レジストラントに対応を要請したにもかかわらず，レジストラントが放置している場合には，レジストラントの不作為について，不法行為に基づく損害賠償を請求することもできる。そのため，レジストラントとしても，レジストラが明らかな権利侵害行為をしている場合には，放置しているわけにもいかないことになる。

なお，インターネットモールの店舗の商標権侵害における運営者の責任に関して，知財高判平成24年2月14日は，「ウェブページの運営者が，単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず，運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い，出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって，その者が出店者による商標権侵害があること

＊11：ドメイン名及びIPアドレスの所有者を検索するためのプロトコル。現在の一般的な使用方法では，ドメイン名を入力して送信すると，所有者等の各種情報が表示される。

＊12：いわゆる日本語ドメインなど，英数字以外のドメイン名は，英数字のドメインに一意に変換される。この英数字のドメインが，Punycode表記ドメインと呼ばれる。

＊13：レジストラントの注文を受けて，レジストリ（地域ごとにIPアドレスの管理をする組織）にドメイン名の登録を行う仲介業者。ICANNの認定を受ける必要がある。一般ユーザー向けの広告宣伝で著名な会社もある。

＊14：ICANNの「2009 レジストラ認定契約に基づくレジストラントの権利と責任」の「登録名保有者データのエスクロー」

＊15：ICANNの「2009 レジストラ認定契約に基づくレジストラントの権利と責任」の「Whoisデータ」及び「レジストラ - 登録名保有者間契約」

＊16：ICANNの「2009 レジストラ認定契約に基づくレジストラントの権利と責任」の「レジストラ - 登録名保有者間契約」

図1　掲示板への甲の著作物の無断掲載の関係者

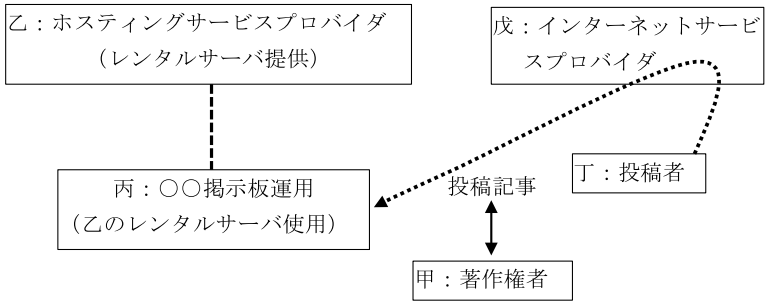

を知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは，その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り，上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し，商標権侵害を理由に，出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると解するのが相当である。」として，いわゆるカラオケ法理にプロバイダ責任制限法を追加した規範を採用し，損害賠償請求と差止請求が認められる場合があると判示しているんだ。

この判決の射程がどの程度なのかは議論のあるところだけれど，レジストラがレジストラントの侵害行為を知りながら放置する場合には，不法行為による損害賠償は認められる可能性が高いといえるだろうね。

上記では，不正競争防止法や商標法に基づく差止請求のように裁判所に申立てをする場合について述べたが，ドメイン名にかかる紛争については，日本知的財産仲裁センターが行うドメイン名の登録取消や移転に関する裁定もある。この点については同センターのウェブサイト（http://www.ip-adr.gr.jp/）を参照されたい。

4　発信者情報開示について

プロバイダに対する発信者情報開示請求は，匿名でインターネットの掲示板に勝手な書き込みをした者に対する損害賠償請求の準備のためにされるなど，名誉・プライバシーとの関係で問題となることは珍しくない。しかし，知的財産権との関係においても，特に著作権については，例えば，無断で著作物をどこかのサイトに掲載されたりしたときは，プロバイダに対する発信者情報開示請求を活用し，著作権侵害者を捕捉する事例も見られる。そのような事例における対応方法及び留意点を紹介する。

(1)　コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示請求の仮処分

A：最近，知り合いの写真家の方から，相談を受けたんです。

B：そう，有名な人？

A：「甲さん」ていうんです。

B：「甲さん」。有名じゃない。お知り合いですか。それで，どんな相談を？

A：それが，甲さんが撮影して，写真素材としてコマーシャル等に利用許諾していた写真が，勝手に変な改変をされて，○○掲示板に投稿されていたというんです。

B：そう。甲さんの写真であれば，芸術的なんだろうから，著作物性も全く問題なさそうだね。写真を勝手に改変されていたというのであれば，著作者人格権の問題にもなりそうだし，翻案権の侵害にもなりそうですね。

A：ええ。それに，掲示板に勝手に載せられていますから，公衆送信権も侵害されているように思います。

それで，本件に関係する者を調べたのですが，少しややこしいので，整理しますと，どうやら，①ホスティングサービスプロバイダ乙社が，レンタルサーバサービスを提供し，②そのレンタルサーバサービスを利用する丙が○○掲示板を乙のレンタルサーバ上に開設し，③その掲示板に，丁が改変された甲氏の写真を投稿し，④丁は投稿に当たっては，インターネットにアクセスするために自己が契約しているインターネットサービスプロバイダの戊を利用している……ということになりそうです。

B：ごめん。ちょっとややこしいので，聞いただけでは，すぐには分かりませんね。

A：それでは，ちょっと図に書いて見ますね（**上記の図1**）。

図2 「コンテンツプロバイダ」と「経由プロバイダ」

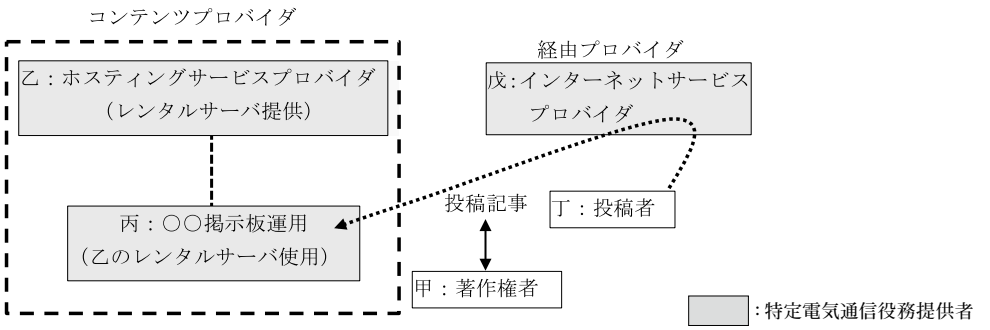

B：なるほど。投稿した人とか，誰か大体分かっているのですか。

A：いや，勝手に投稿した丁も，掲示板の運用者丙も，プロバイダ戊も誰なのかは分かりません。

ただ，乙は分かっていますので，このようなときは，乙に対して差止請求（投稿記事の削除請求）と損害賠償請求ができるといいのですが。

B：甲の著作権（公衆送信権）が侵害されていることを前提とすれば，著作権侵害に基づく乙に対する差止請求は可能でしょう。しかし，乙のようなサービスプロバイダは，「プロバイダ責任制限法」*17の2条3号の「特定電気通信役務提供者」*18に該当するんですね。「特定電気通信役務提供者」については，プロバイダ責任制限法3条1項が，損害賠償責任を負う場合を狭く限定していますよね。このことからすると，乙に対して損害賠償請求をすることは難しい可能性が高いですね。掲示板を運営する丙もまた，「特定電気通信役務提供者」に該当しますから，仮に，その身元を特定できたとしても，損害賠償請求をすることは難しい可能性が高いということになるでしょう。ちなみに，A君も御存じとは思いますが，乙や丙のような者は，一般に，「コンテンツプロバイダ」とも呼ばれていますね。また，戊のようなプロバイダは「経由プロバイダ」と呼ばれます（**上記の図2**）。

A：戊に対してはどうでしょうか。

B：戊は，通信の秘密との関係で丁の通信内容を知ることができないのが通常ですから，過失がなく，やはり損害賠償請求は難しいと思います。結局，本件で損害賠償請求をするのであれば，丁の身元を特定し，丁に対して行わなければならないことになるでしょう。

A：しかし，丁の身元をどうやって特定するのですか。今，分かっているのは，①投稿記事の閲覧用URL，②記事のタイトル，③投稿者名，④投稿日時（タイムスタンプ），⑤記事の内容だけです。

B：本件のように掲示板の運営者丙も分からない場合には，掲示板が設置されているサーバを提供しており，サーバに記録されたデータを取り出す権限を有している可能性が高い乙に対して，プロバイダ責任制限法4条1項に基づく，発信者情報開示請求を行うことから始めることになるでしょう。プロバイダ責任制限法4条1項は，甲さんのような「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」が，「開示関係役務提供者」*19である「特定電気通信役務提供者」というか，プロバイダ等に対し，発信者情報，つまり，氏名，住所とか，その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報の開示を請求することができるための要件（下記の①及び②）を定めていましたよね。

① 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

② 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

ここで想定されている被侵害権利に制限はありません。実務的には，名誉・プライバシーの侵害に関する

＊17：いわゆる「プロバイダ責任制限法」の正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」である。

＊18：「特定電気通信役務提供者」とは，特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備（プロバイダ責任制限法2条2号））を用いて他人の通信を媒介し，その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者のことをいう。また，「特定電気通信」とは，不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信をいう（同法2条1号）。

＊19：「開示関係役務提供者」とは，権利を侵害する情報を流通させた特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者をいう。

ものが多いですが，最近も東京地裁で本件と類似する，著作権侵害に関して発信者情報開示請求を認めている事案もあります*20。本件でも，甲は，自己の著作権が侵害された者として発信者情報開示請求が可能と思います。

ちなみに，条文から明らかなように，発信者情報開示が認められるためには，権利侵害の明白性（4条1項1号）が要件となっており，これには違法性阻却事由が存在することを窺わせるような事情が存在しないことが含まれますが*21，名誉毀損の場合と異なり，著作権侵害の場合にこの点が実質的な問題となることはあまりなく，本件でも問題とはならないでしょう。このため，通常の著作権侵害訴訟（仮処分命令申立て）のように，著作権侵害について主張，立証（疎明）していくことになると思います。

A：しかし，乙に対して，発信者情報の開示請求をするとして，どのような情報の開示を求めれば良いのでしょうか。乙は丁が誰であるのかは知らないのですよね。

B：本件のように，経由プロバイダを経て，コンテンツプロバイダに投稿等がなされることで，権利侵害が生じている場合，①コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分を申し立てて，情報の開示を受け，その情報に基づいて，経由プロバイダを特定し，②経由プロバイダに対し，発信者情報消去禁止の仮処分命令の申立てをするとともに，③経由プロバイダに対して発信者情報開示請求訴訟を行って，記事の投稿者を特定する情報の開示を受けるという手順を踏むことになるのが一般的です。

A：しかし，戊は，丁と丙の間の通信を媒介するにすぎません。プロバイダ責任制限法2条3号が規定する「特定電気通信役務提供者」は，不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の始点に位置して送信を行う者となっていますので，戊は，「特定電気通信役務提供者」に該当せず，発信者情報の開示請求の対象とならないのではないでしょうか。

B：判例では，戊のような経由プロバイダも「開示関係役務提供者」である「特定電気通信役務提供者」に該当すると解されていますので大丈夫です*22（**12頁図2**）。

乙に対する仮処分申立てである①の申立ての趣旨，別紙発信者情報目録，別紙投稿記事目録は，一般的には次のようになります*23。

[申立ての趣旨]

> 債務者は，債権者に対し，別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ。

[別紙発信者情報目録]

> 1．別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を投稿した際のIPアドレス。
> 2．前項のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備からの債務者の用いる特定電気通信設備に前項の各投稿記事が送信された年月日及び時刻。

＊20：東京地判平成25年3月21日（平成24年（ワ）第16391号），東京地判平成25年10月25日（平成25年（ワ）第15969号及び第15970号），東京地判平成26年1月17日（平成25年（ワ）第20542号），東京地判平成26年1月27日（平成25年（ワ）18124号），東京地判平成26年6月25日（平成26年（ワ）3570号）等

＊21：総務省総合通信基盤局消費者行政課『改訂増補版　プロバイダ責任制限法』（2014年・第一法規）65～66頁，東京地方裁判所プラクティス委員会第一小委員会「名誉毀損訴訟解説・発信者情報開示請求訴訟解説」判例タイムズ1360号（2012年）29頁

＊22：最判平成22年4月8日判例タイムズ1323号（2010年）118頁

＊23：野村昌也「東京地方裁判所民事第9部におけるインターネット関係仮処分の処理の実情」判例タイムズ1395号（2014年）28頁

[別紙投稿記事目録]

投稿記事①
- 閲覧用URL：
- 投稿者名：
- 投稿日時：
- 投稿内容

A：分かりました。まずは，乙に対してこの内容で発信者情報開示の仮処分を申し立てることになるわけですね。

B：ところで，乙の本店所在地はどこですか。

A：大阪です。東京に大きなオフィスがあるので東京かと思っていたのですけれど。

B：発信者情報開示の仮処分の被保全権利は，プロバイダ責任制限法４条１項に基づく発信者情報開示請求権ですが，この権利に基づく訴えは，「財産権上の訴え」（民事訴訟法５条１項）には該当せず，特別裁判籍も認められないため，本案についての合意管轄が別の裁判所に認められるのでもなければ，債務者の普通裁判籍の所在地にのみ管轄が認められることになる点に注意する必要があります*24。発信者情報消去禁止の仮処分も被保全権利は発信者情報開示請求権なので，管轄については同じとなります*25。

A：本当にありがとうございました。さっそく，乙に対する発信者情報開示の仮処分の申立てをやってみます。これが認められたら，是非，また相談に乗ってください。

(2) 経由プロバイダに対する，発信者情報消去禁止の仮処分，発信者情報開示請求訴訟

A：B先生，乙に対する発信者情報開示の仮処分の申立てが認められ，発信者情報の開示を受けられました。この結果，経由プロバイダ戊は，大手インターネットサービスプロバイダのO社であったことが分かりました。次は，戊（O社）に対する，発信者情報消去禁止の仮処分命令の申立てと，発信者情報開示請求訴訟ですね。

B：経由プロバイダは，一般に，ユーザーからのアクセス記録（アクセスログ）を２週間～90日程度しか保存しない一方，経由プロバイダに対し，ユーザーの氏名や住所の開示を求める発信者情報開示請求は，仮処分ではなく，原則として本訴で行うことが要求されます*26。このため，訴訟が係属している間にアクセスログが消去され，開示されるべき情報が消滅することのないよう仮処分の申立てが必要となるわけです。発信者情報消去禁止の仮処分命令の申立てに関する申立ての趣旨，別紙発信者情報目録，別紙投稿記事目録は一般には次のようになります*27。

[申立ての趣旨]

債務者は，別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

[別紙発信者情報目録]

別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを同目録記載の投稿日時ころに使用して同目録記載のURLに接続した者に関する情報であって次に掲げるもの

＊24：野村・前掲注８・26頁

＊25：野村・前掲注８・26頁

＊26：投稿が経由プロバイダを複数経て行われているような場合には，経由プロバイダに対して乙に対して行ったような発信者情報開示の仮処分の申立てを行い，順次経由プロバイダを遡った上で，最後の経由プロバイダに対して，発信者情報消去禁止の仮処分命令の申立てと，ユーザーの氏名や住所の開示を求める発信者情報開示請求を本訴で行うことになる。

＊27：野村・前掲注８・29頁

• 氏名又は名称
• 住所
• 電子メールアドレス

[別紙投稿記事目録]

投稿記事①
• 閲覧用URL：
• IPアドレス：
• 投稿者名：
• 投稿日時：
• 投稿内容

そして，発信者情報開示請求訴訟における請求の趣旨は，一般には次のようになります。別紙発信者情報目録，別紙投稿記事目録なんかは，発信者情報消去禁止の仮処分命令の申立てと同じですね。

[申立ての趣旨]

被告は，原告に対し別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ。

A：ありがとうございます。発信者情報開示請求訴訟によって，丁に関する情報を得たら，ようやく，次は丁に対する損害賠償請求ということですね。

B：そうですね。今回は，乙から必要な情報を順調に得られたので良かったと思います。場合によっては，乙がサーバに記録されたデータを取り出す権限を有していない等の理由から，乙からは今回のような戊を特定する情報を得ることができないために，まず，乙に対して丙の氏名，住所の開示を求める発信者情報開示請求を行い，その上で丙に対して，今回，乙に行ったのと同じ発信者情報開示請求を行い，それにより戊を特定して，次いで，戊に対して，今回と同様の発信者情報開示請求を行い，丁を特定するという手順を踏まなければならないというようなことも考えられますから。発信者情報開示請求を行うにあたっては，事案に応じてどのような手順を踏むか考えていく必要があるでしょう。

A：本当に勉強になりました。ありがとうございました。

読者の皆様はどのような感想をお持ちであろうか。インターネットによるプライバシーや名誉侵害，あるいは著作権侵害などは日常的に起こっている紛争であるが，これを解決するためには，上記のような複数の手続を経る必要がある。弁護士として，いつこのような相談を受けるかわからないので，是非，押さえておいていただきたい。

5　建物や庭の改装と著作権

近時，大阪の商業施設として営業中のビルの庭園をデザインした造園家が，この庭園に別の工作物を作ろうとした大手企業の計画に対して，設置工事の続行の禁止を求める仮処分命令を申し立てたという事件があり，マスコミでも話題になった。以下では，建物関係の著作権について紹介する。

一般住宅の著作物性

A：B先生，先日の依頼者からの相談なんですけど，ちょっとご意見伺えるでしょうか？　自宅建物の改修，内装の模様替えをしたいのだけれど，建ててもらった住宅メーカーに頼むと費用が大変かさむので，地元の知人の工務店に頼んで，安く済ませたいとおっしゃっています。自宅は，CMや住宅雑誌でも一時期盛んに取り上げられた「大屋根インナーバルコニータイプ」

の高級注文住宅で，この建物デザインは，「平成20年度グッドデザイン賞」の受賞作品なのだそうです。建てたのは全国展開している大手住宅メーカーの某社です。

著作権法には「建築の著作物」というのがありますけど*28，著作者の意図しない改変を受けない権利，著作者人格権の同一性保持権*29の関係では，建物の改修，模様替えなどについては，20条2項2号で「建築物の増築，改築，修繕又は模様替えによる改変」が適用除外になっているので，改修を工務店に頼んでも，特に問題はないですよね。

B：おっ。著作権法をよく勉強したね。たしかに，建物の改修，修繕，模様替えに関しては，その建築物が「著作物」であることを前提とすれば，著作者人格権の1つの同一性保持権侵害（20条1項）の成否が問題となって，20条2項2号の適用除外の該当性を吟味しなければならない。しかし，まず，その依頼者の自宅建物はそもそも「建築の著作物」なのかい？

A：あれ？「その建築物が『著作物』であることを前提とすれば…」って，「著作物」でない建築物もあるんですか？　依頼者の話によると，この建物は，高級注文住宅で，「平成20年度グッドデザイン賞」ですよ。当然，「建築の著作物」に該当するだろうと思ってましたけど。

B：そうだねえ，そこはまだちょっと検討が足らないかな。

私もそのメーカーのCMを見たけど，君の依頼者のお宅は，高級注文住宅といっても，建築会社がシリーズとして企画していて，モデルハウスや雑誌でも宣伝している，相当量の生産件数のある住宅だよね。「グルニエ・ダイン（一般住宅）」事件（大阪高裁平成16年9月29日判決）*30の事案が君の依頼者の建物と似たような事案の概要なのだけど，この事件の原審判決は，「一般住宅が著作権法10条1項5号の「建築の著作物」であるということができるのは，一般人をして，一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて，建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合，すなわち，いわゆる建築芸術といい得るような創作性を備えた場合であると解するのが相当である。」と述べて原告の請求を棄却しているし，その控訴審判決も，原審の判断を支持して，「一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り，居住用建物としての実用性や機能性とは別に，独立して美的鑑賞の対象となり，建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造型芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である。」と判示しているんだ。

A：ふ〜ん，「建築芸術」，「造型芸術」としての美術性，ですか。そうすると，依頼者の建物も，そもそも著作権法の保護の対象となる「建築の著作物」に該当しない場合もあるってことですね。そうすると，高級注文住宅でもなくて，規格化された一般的な建売り住宅だったら，ますます著作権法の保護対象の「建築の著作物」には該当しないんでしょうね。

B：そうだね。「グルニエ・ダイン」事件の控訴審判決は，「一般住宅の場合でも，美的要素（外観や見栄えのよさ）も加味された上で，設計，建築されるのが

＊28：著作権法10条1項5号

＊29：著作権法20条1項

＊30：平成15年（ネ）第3575号・別冊ジュリスト98号「著作権法判例百選　第4版」16頁（原審：大阪地裁平成15年10月30日判決・平成14年（ワ）第1989号・第6312号，判時1861号110頁）

通常であるが，一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に，『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは，同法2条1項1号の規定に照らして，広きに失し，社会一般における住宅建築の実情にもそぐわない」と言っている。一般住宅も安易に著作物として保護すると，最近は，規格化されて工場内で製造された素材等を現場で組み立てて量産される建売分譲住宅が多いから，これがみんな「複製権」（21条）侵害となってしまって，社会のニーズに合わないってわけだね。

A：著作権法の保護を受ける「著作物」（2条1項1号）って，一方で，子どもがお絵かきで描いた絵でも「著作物」だと言われるけど，他方で，建築の著作物の所では，独立した美的鑑賞性だとか，「建築芸術」といった議論がされるんですね。たしか，美術の著作物の「美術工芸品」（法2条2項）の所でも何か同じような議論がされていたような気がしますが…。

B：そうそう，良いところに気が付いたね。純粋美術・応用美術の議論のことだね。高級注文住宅でも，大手住宅メーカーが一般住宅向けに多数の同種の設計による住宅を建築する場合は，工業的に大量生産される実用品に近くなっていくだろう？ 「建築芸術」の議論は，まさに「応用美術」*31の議論とパラレルだと思うよ。

A：そうすると，依頼者は，著作権法の保護対象とならない建物の改修，模様替えであれば，どこの工務店に頼もうと，何を変えようと，自由にできる，ということですか？

B：う〜ん，そうだねえ，まずは依頼者と大手メーカーの当初の注文建築の契約上，増築，修繕・改修等について何か取り決めがなかったか，確認してみるべきだね。何か特殊な注文建築で，契約上の特約事項違反や不法行為などを主張されても困るしね。

「ノグチ・ルーム」事件

A：「建築の著作物」関係で，この際，他にも何か勉強しておくとよい事例ってありますか？

B：そうだねえ，建築・移築工事差止めの仮処分命令申立事件だけど，東京地裁平成15年6月11日決定で，「ノグチ・ルーム」事件*32というのがあって，この事案の内容がなかなか面白いよ。

A：「ノグチ・ルーム」事件ですか？ 聞いたことないな。どんな事件なんですか？

B：えっとね，学校法人の某大学が，法科大学院を開設するために，新校舎を建築工事することになって，その一環として，キャンパス内にあった「ノグチ・ルーム」という部屋を含む建物やこれに隣接する庭園，庭園に据えられた彫刻などを解体して，新校舎の中に移築する計画をしたんだ。それに対して，建物や庭園の製作に関与した米国人芸術家から著作物に関する一切の権利を承継したという米国財団が，そのような建物の解体，移築工事がこの米国人芸術家の著作者人格権（同一性保持権。著作権法20条1項）を侵害するとして，同解体・移設工事の差止めの仮処分を申し

＊31：応用美術に関する「仏壇彫刻事件」（神戸地方裁判所姫路支部昭和54年7月9日判決）は，美術工芸品について，「実用品に利用されていても，そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては，純粋美術と同様に評価して，これに著作権を付与するのが相当であると解すべく，換言すれば，視覚を通じた美感の表象のうち，高度の美的表現を目的とするもののみ著作権法の保護の対象とされ，その余のものは意匠法（場合によつては実用新案法等）の保護の対象とされると解することが制度相互の調整および公平の原則にてらして相当であるというべく，したがつて，著作権法二条二項は，右の観点に立脚し，高度の美的表現を目的とする美術工芸品にも著作権が付与されるという当然のことを注意的に規定しているものと解される。」と判示した。

＊32：平成15年（ヨ）第22031号・判例時報1840号106頁

立てた，という事件だよ。

この事件では，原告の米国財団が，著作権法116条3項の「指定」を受けているかどうかが問題となったほか，建物，それに隣接する庭園・彫刻を移築する工事が，著作権法20条1項の「改変」に当たるか，当たるとしても20条2項2号で著作者人格権侵害にならないか，について裁判所の考え方が示されたんだ。

A：へえ，建物とそれに隣接する庭園ですか，それは面白そうですね。庭園って，限定された範囲の土地上に配置された，庭木やら花やら庭石，彫像なんかの構成のデザインですよね。そもそも著作物になるのかな？

B：庭園の「著作物」性の点については，「ノグチ・ルーム事件」では，「ノグチ・ルーム」を含む本件建物全体，庭園，庭園の構成要素としての彫刻は一体として「著作物」に該当し，10条1項5号の「建築の著作物」に当たる，と判示している。その上で，彫刻については，別途，庭園の構成要素であると同時に独立の「美術の著作物」でもあるとも言っているけどね。

A：庭園は単独ではなくて，建物と一体で「著作物」か…。場所を移動する「移築」でも，20条1項の「改変」に当たりますよね？

B：そうだね，この事件の大学側は，「ノグチ・ルーム」のある建物と庭園を，可能な限り復元する形で新校舎の3階に移築しようと計画したのだけど，裁判所は，建物については，解体時にやはり破損，変形が免れない所もあって，同一性が損なわれ「改変」に当たる。庭園は，周囲の環境も計算・考慮して，設計されているのに，本件工事新校舎3階に移設されてしまうと庭園の大地性が失われて同一性を損なわれ「改変」に当たると判断しているんだ。

A：20条2項2号関係については，どう判断してるんですか？

B：まずは，20条2項2号の立法趣旨に触れて，「著作権法20条2項2号は，建築物については，鑑賞の目的というよりも，むしろ現実に使用することを目的として製作されるものであるから，その所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から，一定の範囲で著作者の権利を制限し，改変を許容することとしたものである。」と言って，そのような立法趣旨からすると，「経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって，個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変が，同号の規定により許容されるものではないというべきである」と述べている。

そして，法科大学院開設という公共目的であること，必要な面積の新校舎を大学の敷地内という限られたスペースのなかに建設するためのものであること，しかも，可能な限り現状に近い形で復元する計画であるなどの点に照らせば，本件工事は，著作権法20条2項2号にいう建築物の増改築等に該当すると判示している。

A：なるほど～。法科大学院開設に必要な範囲なら，個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変とは言えませんね。この事件は，「庭園」の著作物性を建物と一体として捉えていたようだけど，庭園がいつも建物や隣接施設と関連性があるとは限らないですよね。

「希望の壁」事件

A：庭園そのものが著作物とした事例はないのかな。そういえば，最近，庭園にでっかい壁のモニュメントを作ろうとして問題になった事件が話題になっていましたよね。

B：そうそう，大阪地裁平成25年9月6日決定の

「希望の壁」事件*33だね。大阪の商業施設として営業中の「新梅田シティ」の庭園をデザインした造園家が，この庭園に「希望の壁」という工作物を作ろうとした大手企業の計画に対して，設置工事の続行の禁止を求める仮の地位を定める仮処分命令を申し立てたという事件だ。この壁のデザイナーが，世界的に著名な日本人建築家だったこともあって，マスコミでも話題になった。私は，この前，大阪に出張したので，ついでに足をのばして，この壁の実物を見てきたよ。写真も撮ったから見るかい？

A：あ，写真ですか，ありがとうございます。高さ９メートル，長さ78メートル？ すごいな，巨大ですね。で，この事件の決定については，どんな点を押さえればよいですか？

B：うん，そうだね，まず，主に争われた点の１つ目は，本件庭園が「著作物」に当たるのか（本件庭園の著作物性）ってことだね。

A：まずは，庭園自体の「著作物」性ですね。

B：そう。この庭園自体も大きなもので，中にホテルやショッピングエリア，オフィスビル，飲食店などが配置された商業施設の全体像があるんだけど，大阪地裁は，「本件庭園は，新梅田シティ全体を一つの都市ととらえ，野生の自然の積極的な再現，あるいは水の循環といった施設全体の環境面の構想（コンセプト）を設定した上で，具体的施設の配置とそのデザインにより現実化したものであって，設計者の思想，感情が表現されたものといえるから，その著作物性を認めるのが相当である。」として，庭園の著作物性を正面から認めた。

A：「庭園」というと，建築の著作物のように，本来的に実用を旨としているものとも言えないし，造園家やガーデン・デザイナーの仕事を考えると，どっちかっていうと純粋美術に近いのかな？と思ってました。

B：仮処分命令申立ての債権者はそんな主張をしていたようだね。でも，裁判所は，さっきの「純粋美術・応用美術」の議論や，建築の著作物の「建築芸術」の議論にも入らず，特別に高度の美術性を著作物性の要件とすることもなく，一般的な創作性の要件（２条１項１号）に当てはめる形で「著作物」性を肯定する結論を示しているんだ。

A：ふ〜ん，そうなんですか。

B：この事件の「庭園」は，営業中の大型多目的施設の構成要素，集客力を担う商業施設の一環という事情もあって，純粋に「美術の著作物」とは言いづらいかもね。「庭園」も色々で，A君がイメージするような，美術館の庭園や，文化施設の庭園だとまた違ってくるかもしれないよ。

A：そうかもしれませんね。ところで，造園家の許諾を得ないで庭園の一角に大きな壁を設置するのは，著作物の「改変」，同一性保持権侵害だろうと思いますけど，「希望の壁」を作った企業側は，著作権法20条２項２号の増築，改築，修繕又は模様替えで救われる「希望」はあるんでしょうか？

B：A君の言うとおり，20条１項の「改変」の成否については，裁判所は，「本件工作物は，高さ９メートル以上，長さ78メートルの巨大な構造物であり，これを設置することによって，本件庭園の景観，印象，美的感覚等に相当の変化が生じるものと思われる。本件庭園に対する改変に該当する」と判示している。この写真の壁，ほんとに大きいだろ？

それから，この庭園は，①「複合商業施設である新梅田シティの美観，魅力度あるいは好感度を高め，最終的には集客につなげる点にあると解されるから，美

＊33：平成25年（ヨ）第20003号・判例時報2222号93頁

術としての鑑賞のみを目的とするものではなく，むしろ，実際に利用するものとしての側面が強い」，②「梅田スカイビル等の建物と一体的に運用されているが，老朽化，市場の動向，経済情勢等の変化に応じ，その改修等を行うことは当然予定されている」，③「この場合に本件庭園を改変することができないとすれば，本件土地所有権の行使，あるいは新梅田シティの事業の遂行に対する重大な制約となる。」といった事情を述べて，「本件庭園を著作物と認める場合には，建築物における著作者の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するということができるから，その点を定める著作権法20条2項2号の規定を，本件の場合に類推適用する」，「著作権法20条2項2号が定める中では，『模様替え』に相当する」と判示したんだ。

A：20条2項2号の「類推適用」で，「模様替え」ですか。さっきの「ノグチ・ルーム」の庭園とはだいぶ法律構成が違いますね。

B：そうだね，建物や隣接物と一体ではなくて，「庭園」自体を取り出して著作物性を問題にすると，条文上はそのものズバリがないからね。

A：B先生もさっきおっしゃっていたように，理由の骨子は，商業施設の中の集客力を狙いとした庭園，所有権との調整といったかなり経済的な利益調整に配慮されていますね。

B：そうだね。それにしてもこの壁，実物はほんとに大きかったよ。

A：大阪に行ったら見てこようかな。先生，お時間いただいてありがとうございました。

以上では，主として建物や庭園自体の著作物性について検討したが，建物等については，上記の他，設計図との関係などいろいろな著作権の問題があるので，相談があったときには注意いただきたい。

東京弁護士会知的財産権法部 第5回定例部会
講師：北海道大学大学院法学研究科　田村善之教授

第3　東京弁護士会知的財産権法部（当部）について

本稿を締めるにあたり，最後に，当部について簡単に紹介させていただきたい。

当部は，昭和56年，東京弁護士会百周年を記念し，自主的な研究の場として発足した東京弁護士会法律研究部の7箇部のうちの「無体財産権法部」として創部され，現在で34年を迎える。部員数は約200名ほどであり，月1回の定例部会（原則として火曜日の午後6時から2時間。8月および1月は休会）を中心に活動しており，ここでは，最新の判決例の紹介や法改正の動向等を，部員を含む弁護士のほか，裁判官，特許庁審判官，学者研究者，企業知財部など外部からも講師を招き，時宜にかなったテーマで講演いただいている。

本年度は，第1回から第4回は特許庁審判官に，第5回は北海道大学大学院法学研究科の田村善之教授に講演をお願いするなど積極的に活動しており，定例部会の後には毎回懇親会を開催することで，部員間の交流を図っている。また，今回のLIBRAへの執筆を含め，執筆の機会があればできるだけ若手会員にも声をかけることで積極的な参加を促している。

当部では，すでに知的財産権関係の事件経験を有する弁護士のみならず，少しでも知的財産権に興味のある若手会員の方々には是非ご参加いただき，この分野への足がかりにしていただければと考えている。

INTERVIEW：インタビュー

東京スポーツ新聞社
代表取締役社長兼編集局長

酒井 修さん

今回のインタビューは，独特の見出しや編集で弁護士にもファンが多い東京スポーツ新聞（通称「東スポ」）を発行している東京スポーツ新聞社の代表取締役社長兼編集局長である酒井修さんです。酒井さんは大学卒業後に東スポに入社して記者となり，現在でも代表取締役のほかに編集局長を兼任され，いわば東スポの紙面作成に常に携わってきた方なので，新人記者時代のエピソード，伝説となった有名記事の裏側など色々面白いお話をうかがうことができました。

（聞き手・構成：彦坂浩一，伊井和彦，臼井一廣，志賀 晃）

入社の経緯

── 出身大学，学部はどちらだったのですか。

早稲田大学の第一文学部です。在学中は早稲田大学ジャイアンツファンクラブに入っていました。ジャイアンツファンクラブでは，夜は後楽園球場に行って巨人を応援したり，週末は他大学と軟式野球リーグの試合をしたりと，色々していました。

── 野球のポジションは？

サードとピッチャーでした。

── 野球が好きだったということから，記者を目指されたのですか。

新聞というか，スポーツ新聞とかそういう方面で働きたいなとは思っていました。そこで，あるスポーツ新聞社のOB訪問に行ったのですが，そこで「東スポは面白いよ」と言われましてね。そのころ，東スポは読んでいましたが，「いつも巨人の悪口ばっかり書いて，何だ，この新聞は？」と思っていました（笑）。

その後，東スポの入社試験を受けたのですが，そのとき，ジャイアンツの表記をこれから「巨人」から「読売」にする動きがあるという記事に見出しを付けろという問題が出て，それに「巨人消滅！」という見出しを付けた記憶があります。

── それで採用担当が「こいつは面白い」，と（笑）。

いやいや，そうでもないでしょう。あんなもんは運ですよ，運。

もともとちょっと人をビックリさせたいな，という性格だったんですよ。そこがちょうど東スポに合ったのだと思います。それで東スポから合格の連絡がきたのですが，当時，卒業が危なかったので，そこから慌てて猛スパートをかけました（笑）。

── 東スポ入社後は，ジャイアンツファンでありながら，泣く泣くアンチジャイアンツ的な記事を書いていらしたのですか。

いや，そんな。ファンはファンですけど，この仕事に入ってからは，まず売れることを考えますからね。巨人担当にはなりませんでしたし。

── 東スポに入社してすぐに野球を担当されたのですか。

入社当時「野球を担当したい」と言っていたら，「大阪にはプロ野球球団が4つ（当時は阪神，南海，阪急，近鉄）あるから勉強になる」と言われて大阪支社で働

くことになりました。大阪に着いたら，「明日，阪神や」と言われ，てっきり阪神タイガースの取材かと思ったら，阪神競馬場つまり競馬担当だったんです（笑）。その後，本当にタイガースの担当になりましたけどね。

「東スポ」とは何か

―― 現在，従業員というか，スタッフさんはどのくらいいらっしゃるんですか。

そんなに多くないですよ。400人もいないのではないかな。

―― 記事は皆，東スポの従業員の記者が書いていらっしゃるのですか。

原稿，コラムとかは外部の方に書いていただくことはありますけど，基本は自前で賄っています。

―― 「東スポって何ですか？」と言われたとき，どのように答えられますか。

娯楽紙ですね。総合娯楽紙。

―― 総合エンターテイメントですか。

そうですね。読者の方も色々な使い途があるのではないですか。競馬を主体に買っていただく方もいらっしゃいますし，東スポ独自の記事の切り口を楽しみにして下さる方もいらっしゃる。

―― イメージしている読者層というものはありますか。

想定のイメージは，やっぱり大人ですよね。

大人といえば，昔，某有名UFOプロデューサーの「宇宙人の死体発見」という内容のテレビ特番を取材して記事にしたら，某大手新聞の社会部の人が「こんなものを子どもが信じたらどうするんだ！」と抗議に来たということがあったのです。そのとき，私が「子どもは東スポをあんまり読みませんから」と言っちゃったら，余計怒ってしまったということがありました（笑）。

―― 東スポといえば，大きな事件が起きて他紙がすべてそれを1面にもってきても，東スポの1面は違ったという伝説をよく聞きますが…。

よっぽどの大事件があったときは，全紙が同じになりますよ。例えば，スポーツで松井秀喜選手が引退したときは全紙同じだったでしょう。これは1面を外せないという場合は1面にしますね。ただ，もし同じネタになってしまったとしても，切り口は他紙とは違うと思いますよ。

「東スポ」の紙面ができるまで

―― 東スポの紙面が確定するのはだいたい何時頃になるのでしょうか。

週末は競馬の枠順が出てこないと内容が決まらないのでちょっと遅めになりますね。月曜日から木曜日は早い時間に決まりますよ。私が5時くらいに会社に来て…。

―― え，朝の5時ですか？

はい。朝の5時に出社して，全部の原稿を読みます。例えば1面なんかは，候補を見て，「このまま行こう」とか「これはダメだ」と決めたり，朝にニュースが飛び込んでくれば急遽それを1面にしたりします。

―― 紙面作成において何を「決め」に持ってくるかというのは，夕刊紙としての東スポとして何を持ってくれば一番売れるのかということをお考えになるわけですか。

自分の感覚が間違っていたらしょうがないんですけど，まず自分が一番面白いと思うかが優先ですね。

―― みんなが読みたい，買いたくなるような記事を持ってくるということですか。

そうですよ。でも，それはどの社も同じじゃないですかね。ただ，明らかに「1面はこういう政治ネタ」と決まっている夕刊紙もあるでしょう。うちはそういう縛りがないので，いいんですよ，競馬でも，ゆるキャラでも，野球でもいいんですよ。

読んだ後ちょっと楽しくなったり，読んで得した気分になったり，そういうようなメディアでありたいな，と思っているんですけどね。

酒井　修

―― 見出しの付け方についてはどうですか。東スポといえば，昔，1面の衝撃的な見出しがよく話題になっていました。

いや，見出しはそんなに言うほど，もう衝撃的でもなくなったんじゃないですか。（文字サイズでは）むしろスポーツ紙の方がドカンドカンとやっているんじゃないかなぁ。今では，他のスポーツ紙の見出しよりもうちの方がすっきりしている気がします。

人面魚，ネッシー，アメリカの某有名歌手が痔だった，の裏話

―― 東スポといえば，他にも，一時期「人面魚ネタ」で有名になりましたよね。

私は人面魚とかじゃなくて，だいたいオカルト系，UFOの記事を書いていました。あのころ，UFO，宇宙人のネタが多かったんです。

ただ，人面魚は，私もアメリカで見たことがありますよ。映画の取材でロサンゼルスの映画監督の家に行ったらその監督がすごい日本通で，池の魚が全部ニシキゴイとかそういうものばっかりだったんですよ。それで池を見ていたら，中に人面魚がいました（笑）。

―― それは記事にしたのですか。

記事にした記憶はありますけど（笑）。

――「ネッシー出産」という1面トップ記事もありましたが。

指宿のイッシーなら取材に行ったことがあります（笑）。

―― アメリカの某有名歌手が痔だった，という1面トップ記事にも驚かされましたが，どうしてあのような記事が出たんでしょうか。

私もその類の海外ネタ担当でしたが，「痔だった」という見出しがついたのは，当時の海外のゴシップ紙に「芸能人のごみ箱をあさる」という今だったらとても信じられないコーナーがあり，そこにごみ箱から座薬が出てきたとあったからですね。ただそれだけです（笑）。

東スポの目指すもの

―― 今，東スポが民事訴訟で訴えられるというケースはどれくらいありますか。

今は，昔よりも多いですよ，訴えてくる人が。ただ，だからといって訴訟を恐れて萎縮するようでは困りますけど。

―― 昔，東スポなど数社が被告となった名誉毀損訴訟で，東スポの記事を誰も信用していないから名誉毀損は成立しないという判決が第1審で出て，第2審でひっくり返ったという話がありました。

当時のうちの会社の編集のトップが裁判所でそんなことを言っちゃって，控訴審の裁判官に怒られたという話ですね。

ただ，今はそういう想定では紙面を作っていないです。大上段に構えるつもりはありませんが，誰も信じてくれないような新聞を出してもしょうがないですから。記者には「訴えられても十分に反論できるような記事を書きなさい」と言っています。

―― インターネットの発展が与える影響について，何かお考えになっていることはありますか。法律問題でも，今ではもう，検索すると，ちょっとした法律の知識は出てくるような状態です。今後，自動翻訳サイトのように自動法律相談サイトが出てきたりして，弁護士に相談する人が少なくなるのではないかと危惧する向きもあります。

ありますよね，弁護士が全部ネットで回答するサイトが。でも，ネットは，やっぱり限度があります。間違いも多いですからね。ネット上の情報は基本的に無料ですが，私たちは有料でやっている以上，それなりのものを作らないといけないということです。

今は「痔だった」って書いても，昔とはちょっとニーズが違うのではないかと思います。今は，海外の雑誌，ゴシップ紙なんかでもネットの方が早く出ますね。

この前，ハリウッドのセレブの写真が流出してそれをどこかの雑誌が掲載しようとして結局回収したと報じられた事件がありました。あれだって雑誌に載る前にみんなインターネットで見ちゃっていますもんね。

140円で皆さんに買っていただくわけですから，全部ネットで出ているものを書いてもしょうがないです。

―― 東スポのライバル紙として想定しているところはありますか。

ライバルは，新聞だけではありません。例えば，今これだけの色々な情報伝達手段が発達しちゃうと，時にはテレビであったり，インターネットであったり，雑誌であったり。スポーツ紙も，夕刊と朝刊の違いはありますが，ライバルはライバルです。ただ，これはどの社もみんな同じじゃないですか。

―― 東スポはいわゆる夕刊紙ですけれども，他の朝刊紙とかと比べて夕刊紙としての特徴を出そうと考えていらっしゃるのですか。

夕刊紙というか，東スポは仕事が終わってから読む人の方が多いですから，「ちょっとホッとするような話題」の方がいいときが多いと思います。笑っちゃうような話とか。夜，飲み屋で「東スポにこんなのが載っていたよ」と話題にしてくれるような，そういったことは考えています。

―― 東スポを取り上げた本にも，東スポが黎明期の頃に当時の社長が「うちの新聞は仕事が終わって疲れたサラリーマンが読む新聞だから，そんな難しいことを書いてもしょうがないんだ。みんながホッとする何か楽しみになるようなことをつくるんだ」と言っていた，と書いてあります。

その辺は，変わってないと思います。何か凶悪事件が起きた，巨大地震がすぐ来るぞとか，そんな記事ばっかり読んでいたら滅入っちゃいます。だから，読んだ後，ちょっと楽しくなったり，読んで得した気分になったり，そういうようなメディアでありたいな，と思っています。

後記

東スポと言えば，自分たちのポリシーを崩さず，他紙とは同じことを書かない，時に衝撃（笑撃？）的な特ダネを提供するアナーキー的な夕刊紙というイメージがあり，そうであればこそ弁護士の間でもファンは多い。しかし，今回のインタビューで分かったことは，「エンターテイメントに徹し，夕方の仕事で疲れた読者に少しでも楽しんでもらおう」というプロに徹した集団，それが東スポであるということであった。「これはこうでなければならない」などと決めつけたりせず，自由なスタンスでネタを探し，自分たちも面白がって社会に娯楽を提供する，その姿勢はマスコミとして潔い。これからも大いに楽しませて欲しい。（伊井）

プロフィール　さかい・おさむ
1963年生。埼玉県出身，早稲田大学卒。1986年に東京スポーツ新聞社に入社。レース部，文化部，運動部の記者，部長職などを経て，2009年に編集局長，2012年代表取締役社長兼編集局長に就任し，現在に至る。

2015年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長　古川 史高（35期）

例年にも増して厳しい寒さの続くなか，東京弁護士会新年式は，2015年1月9日午前10時30分から弁護士会館クレオで開催された。

1　髙中正彦会長の式辞

式辞を述べる髙中会長

昨年は，広島豪雨や御嶽山噴火等の自然災害の多発，STAP細胞騒動等の暗いニュースの反面，ノーベル賞受賞者三名の輩出，男子フィギュアスケートの羽生選手やテニスの錦織選手の活躍など明るいニュースもあった。今年は，明るいニュースが多い一年であることをお祈りしたいとの年頭の挨拶をされたあと，戦後70年を迎える今年，憲法の三本の柱である平和主義・国民主権・基本的人権の尊重の基本に立ち戻ることが大切と強調された。そして，東京弁護士会として抱える諸問題――東日本大震災・福島原発事故への更なる復興支援，法曹養成制度の改革，若手会員支援，会費の減免・猶予制度の確立，弁護士会事務局の改革などに積極的に関与し，「魅力と活力ある東弁」を作ってゆきたいと力強く表明された。

2　来賓の祝辞

各来賓から，被表彰会員，永年勤続職員及び人権賞受賞者にお祝いの言葉が述べられた。

村越進日弁連会長からは，特にハンセン病問題への日弁連の取り組みが遅れたことへの反省の弁が述べられ，東弁の人権賞への取り組みに高い評価をいただいた。

元当会会員であられた山浦善樹最高裁判事は，ご自分のかかわられた重要な判例をいくつか紹介し，司法による正義の実現のためには，弁護士による事実調査・証拠収集・法的検討など地道な活動が大切であると述べられた。

また，同じく元当会会員であられた鬼丸かおる最高裁判事は，カナダの法曹教育や司法の現状について視察されたことについて述べられ，日弁連・東弁の現状打破のために多くの国の司法制度を参考にすることの重要性を述べられた。

次に，上川陽子法務大臣から寄せられた祝辞では，法曹養成制度の改革，法テラスの利用の拡大，高齢者問題への取り組みなど数多くの問題について，国民の目線に立って法務行政を行ってゆくとの決意が述べられた。

最後に，青沼隆之東京地方検察庁検事正から，裁判員制度の定着，被疑者支援や犯罪被害者支援など，法曹三者の協力により，よりよい司法制度の実現を目指してゆくとの決意が述べられた。

3　先進会員等の表彰

在会50年表彰では，平山正剛会員が，90歳表彰では，江口保夫会員が，80歳表彰では，浜口臣邦会員が，それぞれを代表して表彰状を受け取られた。

被表彰者を代表して謝辞を述べられた平山正剛会員は，1964年の東京オリンピックの年に弁護士登録をし，2020年にはまた東京でオリンピックが開催されることに感慨をもっていると述べたあと，「徳は孤ならず必ず隣あり」（孔子），「しりえにさそう」（老子）との格言を紹介し，東弁が一弁，二弁と協調することの大切さ，弁護士会が裁判所，検察庁と協働することの大切さを述べ，先輩の教え，職員の支え，同期の仲間に支えられたことに感謝していると語られた。

4　第29回人権賞

第29回東京弁護士会人権賞の選考経過と結果の報告が，選考委員会の福田泰雄委員長からなされた。

今回は，ハンセン病療養所入所者の待遇改善や社会の偏見や差別をなくす運動に生涯をかけた故・神美知宏氏，故・

弼雄二氏両名，クレジット・サラ金被害者救済に多大な功績のあった故・本多良男氏，及び，医師の立場から介助犬の普及・啓発活動を行っている高柳友子氏の３組４名の方が選ばれ，髙中会長から，表彰状と青銅テミス像，副賞の50万円が贈呈された。

5　新年祝賀会

新年の門出を祝った鏡開きに続き，菊地裕太郎前年度会長の音頭で新年祝賀会の宴が始まった。今年度は，若手会員の参加を無料にしたこともあってか，例年になく若手会員も多く参加し，出席者は250名を超える盛会となった。中締めでは，塚越豊常議員会議員長の音頭により万歳三唱が行われ，めでたく祝賀会はお開きになった。

左から村越日弁連会長，平山会員，髙中会長

広報委員会市民交流部会の活動報告 最高裁判所見学会に参加して

広報委員会委員　沖　陽介（65期）

1　はじめに

広報委員会の一部会である市民交流部会では，市民の方々に司法を身近に感じていただくことを目的として，一般公募による「市民メンバー」に裁判所，検察庁，弁護士会館，刑務所その他の司法関連施設の見学会や弁護士との懇談会を開催しています。

その活動の一環として平成26年11月27日に実施した最高裁判所見学会について報告いたします。当日は，21名の市民メンバーの方々，当会の彦坂浩一副会長のほか10名の広報委員が参加しました。

見学会の前日に言渡しのあった参議院議員の選挙無効請求事件の最高裁判所大法廷判決が報じられていたこともあり，見学会に対する市民メンバーの方々の関心は高く，参加された方々からは最高裁判所及び最高裁判事をより身近に感じられたという多くの声をいただきました。

2　最高裁判所庁舎見学

まず，最高裁判所秘書官の方のご案内の下，最高裁判所庁舎内の図書館，大ホール，大法廷，小法廷を見学しました。

昭和49年に竣工した現庁舎は，高名な建築家である岡田新一氏の設計によるもので，床と壁には茨城県稲田産の花崗岩が使用され，品位の高さと重厚感を感じました。市民メンバーの方々からは感嘆の声が上がっていました。

正門から庁舎に入ると吹抜けの天井の大ホールがあり，ギリシャ神話の女神テミスをイメージして作られた「正義」像とベンチに座る男の子と女の子の周りに鳩が集まっている平和への願いが込められた像が左右に設置されています。

大法廷は大ホールを奥へ進んだところにあります。床面積574平方メートル及び最上部までの高さ41メートルの広い空間の最奥部に15席の裁判官席が設置され，刑事事件では，裁判官席から向かって左に検察官席，向かって右に弁護人席が設置されます。弁護人席の椅子は重く，片手では容易に引くことができませんでした。

3　岡部喜代子判事との懇談

大ホールから2階に上がったところにある小法廷では岡部喜代子判事からお話を伺う機会をいただき，市民メンバーの方々からの質問に答えていただきました。

岡部判事からは，最高裁判事の仕事内容，担当されている事件数，岡部判事の前職である法律学者と最高裁判事の違い，最高裁判事の責任の重大さとやりがい，休日の過ご

前列中央が岡部判事

し方などについて説明していただきました。丁寧に，物腰柔らかに説明して下さる岡部判事のお話に市民メンバーの方々も引き込まれるように聞き入っていました。

個人的には，法律学者と最高裁判事の違いに関するお話の中で，最高裁判事として現実の社会に大きな影響を与える判決を導き出す上で，妥当な結論と理論の整合性を図ることに尽力しているというお話が印象的でした。弁護士になって３年目となる私には，現実の事件に正面から向き合うことの大切さを再認識させられる刺激的なお話でした。市民メンバーの方々にとっても，最高裁判事がどのような考えを持って事件に当たっているのかを知ることができたのではないかと思います。

4　最後に

最高裁判所見学会は大変充実した内容となり，市民メンバーの方々からも参加して良かったという反響をいただいています。ご協力いただきました岡部判事及び最高裁判所事務総局の皆様には，この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

広報委員会市民交流部会は，今回の見学会のように，市民メンバーの方々との交流を通じて司法に対する市民の声を聴く場を月に１回程度のペースで設けておりますので，一人でも多くの会員の方々が当部会の活動にご参加いただければ幸いです。

弁護士会費の逆進性

監事　殷　勇基（48期）

日本では，弁護士会費は定額制です。会員の収入の多寡を問わないため，いわゆる「逆進性」の問題があります。他方，諸外国では，会員の収入に応じた会費の形態を採っている例もあるといいます。

実際には，例えば東弁では，1年目から4年目の若手会員については会費が減額されています（格差会費。毎月1万円～2万円に減額）。傷病等による会費免除制度もあり，（傷病等ではなく）経済的理由等による会費納入猶予制度の導入について議論中です。日弁連でも，格差会費や，77歳以上の会員についての会費免除制度が導入されています。

税制でいうなら，能力に関係なく利益に応じた負担か（応益負担），受ける利益に関係なく能力に応じた負担か（応能負担），ということですが，一律定額制となると，むかしの「人頭税」（単純頭割りの税）に似て，逆進性が強いといえます。免除や，猶予制度はこの逆進性を逆の方向から（少し）緩和するものといえます。

若手会員（65期・66期）の就業状況等に関して日弁連が昨年，行ったアンケート調査によると（送付数3618名。有効回答数990名。回収率27.4％），登録取消を考えたことがある会員が177名，うち会費負担が重いからとする会員が92名。2014年の年額所得（見込み）400万円未満の総計は307名（31.1％）ということです。格差会費の結果，1年目の会員が支払う会費（東弁と日弁連。臨時会費・特別会費含む）は毎月2万2000円です。少し前までなら，弁護士会の法律相談や，国選などを担当すれば，この程度は捻出できたのではないかと思いますが，それも難しくなってきていると思われます。

財政基盤の確立と魅力ある弁護士会

監事　長谷部 修（48期）

弁護士会は公益法人ですが，公共性を強調するあまり，会財政を無視するようでは会の運営は成り立ちません。現在，当会を含め弁護士会は岐路に立っていると思います。それは，司法試験の合格者が飛躍的に増え，その結果，経済的な問題を始め多くの問題を抱えている弁護士が増えていると思われるからです。例えば，会費の支払いが苦しいため会費滞納者が増えています。また，破産管財人の負担金も見直しが予定されていますし，法律相談センターの収入も減っています。このように収入が減少する一方，弁護士会の委員会等の活動領域の拡大，若手支援を含めた業務支援等の弁護士会の役割が増大しています。

そこで，会の財政の基礎をどこに求めるかというと，弁護士会が公益法人であることから，会員から徴収する会費に財政の基盤を置くのが基本であり，会員から各種負担金を徴収するというのは副次的なものであると考えています。そのためには，多くの新人弁護士が東京弁護士会への入会を希望するよう，当会がより一層魅力ある弁護士会に育つことが必要であると思います。このように，魅力ある弁護士会，会員の増加，会費収入の増加というように，魅力ある弁護士会と財政基盤の確立とは因果関係があるものと考えています。そこで，財政基盤を確固たるものにするため，年度単位の予算・決算の作成以外に，毎年の執行部の連続性を前提に，魅力ある弁護士会に成長するための政策を継続することが重要であると思っています。

平成26年10月2日開催

東京地方裁判所委員会「医療観察制度等について」報告

第一東京弁護士会会員　髙橋 順一（40期）

去る平成26年10月2日に開催された第33回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「医療観察制度等について」です。

◆被害者支援サービスについて

まず，公益社団法人被害者支援都民センターの専務理事（市民委員）から，同法人が行っている犯罪被害者に対するさまざまな被害者支援サービス活動についてDVDを使った説明がありました。法律家としての支援をする弁護人と心身のサポートをする相談員の違いを裁判所に理解してもらえず，相談員の付添いの申出が認められなかった事例，優先傍聴席が確保されなかった事例，被害者の秘匿が認められていたのに法曹関係者がうっかり法廷で氏名を漏らしても謝罪もない事例，などが紹介されました。弁護士会も同法人と積極的に連携を図っていくべきとの意見もありました。

◆医療観察制度等の説明

裁判官1名と精神保健審判員1名の合議制で非公開で審理のうえ，処遇（入院・通院・医療を行わない，のいずれか）を決定します。その場合のポイントは，①治療反応性があること，②同様の行為を行う具体的・現実的な危険性があること，です。入院継続の確認は原則として6カ月ごとに行っています。指定入院医療機関数は全国30・東京都2，指定通院医療機関数は全国433・東京都18です。事件数は増加傾向にあります。

◆主な質疑応答

未決勾留日数算入の場合の取扱い，刑罰を受けている人に対してさらに処遇をして良いのか（医療刑務所等での処遇との関係），医療観察として通院している途中で入院させるべき場合（再入院の申立て），具体的に病院を決定する基準，裁判員裁判と心神喪失・心神耗弱の認定，鑑定人尋問の実際（裁判員裁判になってどう変わったか），「詐病」の取扱い，退院後の再犯のケース，事件数の推移，年代・性別による事件数等の差異，入院期間（特に長期入院の問題），治療反応性の判断，精神保健福祉法の「措置入院」への移行，指定医療機関の確保，精神保健審判員の役割，医師の間で意見が対立する場合等について質疑応答を実施しました。この中で，注目すべき事項は，次の2点でした。

【「詐病」の取扱い】

かつて精神科医師は患者の訴えを100％信用するという基本姿勢だったようですが，次第に「詐病」の問題が意識されてきました。3～4カ月に1回程度研究会を開いて研究しています。心理検査で判明することもあるようです。

【カンファレンスでの議論】

申立後審判期日までの間に関係者が集まってカンファレンス（打合せ）が実施されますが，それには鑑定人（医師）も出席します。その際に，鑑定人と精神保健審判員（医師）や精神保健参与員（精神保健福祉士など）との間で医学的見解が対立することもあります。

◆今後の地裁委員会

平成27年2月5日午後3時

「インターネットに関する民事事件の状況」

地方裁判所委員会，家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら，下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先
司法調査課　TEL.03-3581-2207

今，憲法問題を語る―憲法問題対策センター活動報告―

第44回　シンポジウム「集団的自衛権で本当に国民の命と暮らしが守れるか？～閣議決定を検証する」報告

憲法問題対策センター委員長代行　中本 源太郎（28期）

2014年11月26日，集団的自衛権行使が国民の命や暮らしにどう影響するのか，しっかりと考えるため，東弁主催で標記シンポジウムが開かれた。

第1部は，元外交官で広島平和研究所所長などを歴任された浅井基文氏の講演。

浅井氏は，戦後日本の出発点がポツダム宣言（徹底した武装解除と軍国主義の清算，民主化の実現）にあり，平和憲法はその具体化であること，ポツダム宣言は今も日本を縛っており，これに背馳する行動は（憲法改正も）許されないと強調された。また，戦後70年を経た国際環境の根本的変化と正確な国際情勢認識（普遍的価値としての人間の尊厳の国際的確立，国際的相互依存の不可逆的進行，戦争の違法化等）を踏まえれば，もはや戦争はあり得ない選択肢となったことを強調され，安全保障環境の変化として言われる「中国脅威論」や「北朝鮮脅威論」の虚構性を指摘された。また，「抑止力論」は，もとはソ連の通常戦力の「脅威」に対抗するための核「抑止」力論であり，軍事的弱者が軍事的強者の脅威に対抗するために核戦力保有を根拠づける主張であったことも紹介された。その上で，安全保障政策としては，平和憲法を堅持し，「力に依らない平和」（9条）を目指して外交を展開すること，国民が既成事実や権威主義に屈さないことが重要であると強調された。

第2部は，浅井基文氏，坂元一哉大阪大学教授，高良鉄美琉球大学教授のパネルディスカッション。筆者が司会を担当した。

討論は①閣議決定による憲法解釈変更と立憲主義，②安全保障環境の評価，抑止力論，③集団的自衛権行使容認の先に起きること，④あるべき安全保障の4つの論点に亘って行われた。紙幅の関係でパネリストの特徴的な発言を紹介する。

●坂元一哉氏

＊集団的自衛権は「自衛のための権利」で，憲法の制約の範囲内。

＊最高裁砂川判決も「わが国が主権国として…自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」「…国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができる…」としている。

＊参議院決議（1954年）があり，海外での武力行使に道を開いた訳ではない。

＊「海を隔てた核保有の巨大国家が海空軍力を急速に強化し，その島は俺の島だから返せ」と言っている。強い抑止力は必要。

●高良鉄美氏

＊簡単に内閣の解釈変更で改憲がなされないように立憲主義がある。

＊「戦争」という歴史の重みに向き合わず，歴史否定の動きがある。

＊中国を潜在的侵略国家とみなし，軍事的対抗策がベストと主張している。

＊自民党の改憲案に国防軍がうたわれ，海外派遣が目的の一つとなっている。

＊集団的自衛権行使に踏み切ればアメリカの要求を断り切れず，戦争に巻き込まれる。

＊アジア地域の国際的平和機構の構築が必要。

●浅井基文氏

＊日米同盟の軍事力は中国の軍事力を圧倒しており，中国を脅威と評価することは正しくない。国際相互依存の関係の進行は脅威論に引導を渡している。

＊21世紀にふさわしい安全保障策はこの国際環境を踏まえた，憲法の平和主義を堅持した外交政策である。

閣議決定による解釈変更の違憲性が指摘されるなか，これを実行に移す法律改正作業が進行している。法律家として引き続きこの動きを見極め，行動することが求められている。

秘密保護法 解説

第17回　私戦予備・陰謀罪捜査にみる秘密保護法の暴走の予感

秘密保護法対策本部委員　清水　勉（40期）

2014年12月10日，特定秘密保護法が施行された。

安倍総理はTBSテレビのニュース番組で，「特定秘密（保護）法は，工作員とかテロリスト，スパイを相手にしていますから，国民は全く基本的に関係ないんですよ。報道が抑圧されたら，私は辞めますよ」と断言していた。

工作員とかテロリスト，スパイは，特定秘密保護法で特定秘密の対象となる「特定有害活動」（別表3号），「テロリズム」（同4号）を指している。この内容は漠然としていて，つかみどころがない。

これらについて秘密指定する主な役所は警察庁警備局公安課である。公安は刑事警察と異なり，犯罪捜査を行っていないから，公安畑の警察官には罪刑法定主義の実践もセンスも乏しい。巡査から北海道警釧路方面本部長まで勤め上げた原田宏二氏も，「警察署長時代でさえ，公安が何をしているのか全くわからなかった」と言う。

そんな公安が3号，4号の指定について厳格に限定的な解釈運用をしてくれるか大いに疑問だ。

中東取材の第一人者であるフリージャーナリストの常岡浩介氏は，近年，西側諸国のジャーナリストでただひとり，「イスラム国」の取材を繰り返し敢行し生還している。そんな常岡氏に対して，警視庁公安部は，明治以来1度も適用したことのない私戦予備・陰謀罪（刑法93条）を適用し，関係者として家宅捜索を行い，その後，常岡氏を被疑者に格上げして任意の取調べに応じるよう呼び出している。常岡氏は「自分は犯罪を犯していない」と出頭を拒否している（2015年1月17日現在では逮捕されていない）。家宅捜索では，これまでの取材の成果や取材対象者リストを根こそぎ持っていかれた。

いまどき，日本の社会で警察が一般市民に対して私戦予備・陰謀罪を適用してくる場面があるとはだれも予想していない。公安はこういうことを平然とやってのける。このような公安が「工作員」「テロリスト」「スパイ」をどのように解釈し秘密指定するかは，だれにも想像できない。知らない間に自分が「テロリスト」にされてしまっているかもしれない。これだけでも恐怖だ。

問題は公安警察だけではない。裁判官もだ。公安が家宅捜索を行えたのは裁判官が捜索差押許可状を出したからだ。裁判官が公安警察の条文解釈を追認したということだ。日本のドラマでは裁判官はいつも公正な判断者だが，現実はちがう。

マスコミは？？？だ。公安の捜査や裁判官によるバックアップを問題にする報道はほぼ絶無。それどころか，公安の広報と見まがうような記事を大手新聞が平然と出して世論を誘導する。これは権力への迎合だ。これが日本の報道の自由というものか。これなら秘密保護法が報道を抑圧する心配はない。「報道が抑圧された」ことで安倍総理が辞任する目はない。

2015年2月17日（火）午後6時より，弁護士会館2階クレオで秘密保護法シンポジウムを開催する。基調講演は，秘密保護法を作品『売国』に取り上げた作家の真山仁氏。パネルディスカッションは，逮捕勾留されていなければ常岡氏を入れ，原田氏，公安警察に詳しいフリージャーナリストの青木理氏らの顔ぶれで行う。ぜひ，お出かけください。

近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第26回 東京地裁平成25年11月12日判決（リコー（子会社出向）事件）

〔労働判例1085号19頁〕

労働法制特別委員会委員 山本 一生（63期）

1 事案の概要

本件は，Y社（工学機器等の製造，販売会社）に勤務するXら（2名）が子会社への出向命令を受けたが，出向命令は無効と主張し，Y社に対して，子会社で勤務する労働契約上の義務がないことの確認等を求めた事案である。

本件の経緯は以下のとおりである。Y社は，平成23年5月26日にグループ全体で約1万人の人員削減を行う旨を発表し，同年6月29日において，Y社及びY社グループ会社で1600人程度（Y社本体では500人程度）削減することを目標に，希望退職者を募集する旨を発表した（以下「本件希望退職」という）。Y社は平成23年7月13日から平成23年8月21日までの間に，X1に対しては3回，X2に対しては4回にわたり退職を勧奨したが，Xらは応じなかった。Y社は，平成23年9月10日付でX1・X2に対し，子会社へ出向させる旨の出向命令（以下「本件出向命令」という）を発し，X1は物流センターで商品の梱包，検品，ラベル貼り等の業務に従事することとなった。他方，X2は，うつ病と診断され，平成23年9月5日から口頭弁論終結時まで休職していた。なお，X1は，本件出向命令があるまで約25年にわたり技術職，開発設計業務に従事し，複数の個人表彰等を受けていた。また，X2は，本件出向命令があるまで約9年間，技術職として主に開発センターで勤務し，個人表彰等も受けていた。

2 裁判所の判断

本件の論点は複数あるが，紙面の都合上，本件出向命令の権利濫用該当性に絞って，検討する。

(1) 総論（判断規範）

出向とは，雇用先に在籍したまま，他の企業の従業員となってその業務に従事する労働形態（企業間の人事異動）であるが，就業規則等に明確な根拠規定を置けば，使用者はこれを命じることができる（菅野「労働法」第10版519頁等）。本判決は，出向命令が権利濫用にあたる場合の判断について，「出向を命ずる業務上の必要性，人選の合理性（対象人数，人選基準，人選目的等の合理性），出向者である労働者に与える職業上又は生活上の不利益，当該出向命令に至る動機・目的等を勘案して判断すべきである。」との基準を示している。

(2) 業務上の必要性について

Y社グループは構造的に固定費の割合が高かったことから，「事業内製化による固定費の削減を目的とするものである限りは，本件出向命令に業務上の必要を認めることができる。」と判断した。

(3) 人選の合理性について

余剰人員の割合を各部門で一律6%としたこと，「業務効率が資格及び給与に見合わない，又は削減しても業務上支障のない人材」という人選基準が抽

象的な基準であること，余剰人員の人選を各部門の長及び人事担当者に一任し全体のバランスを調整しなかったこと，余剰人員の人選が早期で終了していることなどから，「余剰人員の人選が，基準の合理性，過程の透明性，人選作業の慎重さや緻密さに欠けていたことは否めない」と判示した。

⑷ 原告らに与える職業上又は生活上の不利益等

判示では，「出向後の作業は立ち仕事や単純作業が中心で，原告らには個人の机もパソコンも支給されていない。それまで一貫してデスクワークに従事してきた原告らのキャリアや年齢に配慮した異動とは言い難く，原告らにとって身体的にも精神的にも負担が大きい業務である。」とし，本件希望退職への応募を断った者が「全員が出向対象とされ生産又は物流の現場への出向が命じられたことに鑑みれば，本件出向命令は，退職勧奨を断った原告らが翻意し，自主退職に踏み切ることを期待して行われたものであって，事業内製化はいわば結果に過ぎないとみるのが相当である。」としている。

⑸ 小括

以上より，「本件出向命令は，事業内製化による固定費の削減を目的とするものとはいい難く，人選の合理性も認めることはできない。」とし，「本件出向命令は人事権の濫用として無効というほかない。」と結論づけた。

3 本判決の検討

本件は，追い出し部屋事例として，マスコミに取り上げられたが，そもそも，本件出向命令が「退職させる目的」であったとまで認定できるものなのか。

この点，配転，出向など人事異動が労働者を退職させる目的であるか否かが争点となった裁判例としてJR東海出向事件・大阪地決平成6年8月10日労判658号56頁，バンク・オブ・イリノイ事件・東京地判平成7年12月4日労判685号17頁，新和産業事件・大阪高判平成25年4月25日労判1076号19頁等があるが，いずれも，労働者に対する不利益の内容及び程度が，通常の労働者であれば退職に追い込まれるものであるかどうか，を判断のメルクマールにしている。

本件では，出向に伴って労働者の賃金が減額されたわけではない。また，出向によって職場の内外で孤立したというような状況があったといえず，出向先の業務が出向対象者にとって身体的・物理的に従事不可能な業務というわけでもないが，「キャリアや年齢に配慮した異動とは言い難く」として，業務内容の激変に着目して「自主退職を期待しての出向」と認定している。

なお，本件は，高裁で和解が成立し，Xは原職に復帰している。また，同時に出向を命じられた多数の従業員についても原職復帰の措置が取られたとのことである。出向に至る手順及び経緯について，示唆するものが多い事例である。

刑弁でGO! 第59回

取調べの可視化の現状

刑事弁護委員会副委員長　岡田 浩志（59期）

1　はじめに

法制審議会『新時代の刑事司法制度特別部会』での議論の結果，裁判員裁判事件と検察独自捜査事件を対象に，幾つかの例外事由の存在はあるとはいえ，取調べ全過程の録画が捜査機関に義務づけられることになったことは，皆さん良くご存じのことと思います。

そこで，ここでは，平成26年6月16日に最高検察庁の次長検事名で出された「依命通知」についてご紹介します。

2　平成26年6月16日付依命通知の内容〜4類型以外の録音・録画〜

当該依命通知は，

①従来試行していた4つの類型の事件（裁判員裁判対象事件，検察独自捜査事件，知的障害によりコミュニケーション能力に問題があると思われる事件，責任能力が争われることになる事件）の取調べの録音・録画について本格実施すること

②それ以外の一定の事件においても，取調べ全過程を含む被疑者及び参考人の取調べの録画の試行を実施すること

を内容とするものです。

そして，②の試行対象事件とは，「公判請求が見込まれる身柄事件であって，事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの，証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど，被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件」「公判請求が見込まれる事件であって，被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により，被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件」とされています。

3　平成26年6月16日付依命通知を踏まえた弁護実践の必要

実際，依命通知以降，上記4類型以外の否認事件について被疑者の取調べが録音・録画されたなどの報告がされています。

そこで，事件を担当する場合には，この依命通知を踏まえた弁護を実践する必要があります。

日弁連のウェブサイト（会員ページ）には，この依命通知を踏まえた「取調べ対応・弁護実践マニュアル 第2版」が掲載されていますので，事件を担当する際，参照されることをおすすめします。

4　おわりに

それぞれの会員の弁護実践が今後の全件・全過程録画に結びついていくものと思います。

可視化の現状を知っていただいた上で，被疑者への助言，捜査機関への申入れ等をしていただけたらと思います。

日弁連量刑データベースの活用法

刑事弁護委員会委員　大久保 博史（62期）

1　はじめに

2012年3月より日弁連が構築した量刑データベース（以下「日弁連データベース」といいます）が運用を開始しております。2014年12月8日時点の登録データ数は1237件となっています。

日弁連データベースは，各単位会の分析担当者が裁判員裁判対象事件の判決書を分析し，事案の概要，主文の記載に加えて，量刑理由を悪情状と善情状に分けて記載しています。

判決書を確認したい場合，費用（500円＋消費税）を支払えば被告人名，住所など個人を特定できる情報がマスキングされた判決書を確認することができます。判決書が手元に届くまでに要する時間は，日弁連に申請してから1週間程度です。

日弁連データベースの概略については，岡田浩志会員のLIBRA2012年6月号29頁「量刑データベース運用開始!!」をご覧下さい。

2　日弁連データベースの利用方法

(1)　当会の会員サイトにログイン後，「裁判所・各省庁等からのお知らせ」の一覧を表示していただくと2012年4月17日に「日弁連・他会」からのお知らせとして「量刑データベースの運用開始について」がございます（会員サイト内で「量刑データベース」と検索していただいても同ページにたどり着くことが可能です）。こちらをクリックしていただければ，量刑データベースのアクセスURL，ID，パスワードが表示されますので，アクセスURLをクリックしてID，パスワードを入力すれば日弁連データベースを利用することができます。

(2)　日弁連データベースでは，罪名，被告人の属性（女性，未成年），刑罰（有期刑，無期刑，死刑），刑期，執行猶予，任意の検索語による検索が可能です。

日弁連データベースは，裁判所の認定した量刑理由を具体的に記載しています。そのため，裁判所がどのような事実を量刑の理由として掲げているのかを確認した上で，判決を見据えて公判でどのような主張を行うのかを検討することが可能となります。特に，当事者の主張を排斥した点が記載されている事件もありますので，ご自身の主張が裁判所の認めるところになるのかどうかを批判的に検証することもできます。

(3)　「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」（司法研修所編，法曹会発行）が刊行され，最判平成26年7月24日判決において最高裁判所が量刑判断に関する考え方を示すなど，量刑に関する議論が深化しています。日弁連データベースを日々の弁護活動に役立てていただければと思います。

3　判決書提供のお願い

日弁連データベースは，会員の皆さんから提供していただいた裁判員裁判対象事件の判決書を基に作成した判決要旨がデータベース化されているものです。そのため，判決要旨の基となる判決書がなければデータベースの登録データ数は増えません。裁判員裁判を担当された際は，裁判所から交付を受けた判決書の写し（読み上げ原稿でも構いません）を当会にご提供下さい。

性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を

第7回　日弁連の託児サービスを利用しました ～司法シンポ参加にあたって～

男女共同参画推進本部委員　砂川 潮子（54 期）

2014年9月20日（土），弁護士会館クレオにて開催された第26回司法シンポジウムに私が参加した際，日弁連の託児サービスを利用した経験をご報告いたします。

1　当該サービスを受けることになった経緯

昨年9月初めに行われた東弁男女共同参画推進本部での会議中，当該司法シンポの告知がありました。そのテーマは，「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは～民事裁判と家庭裁判所の現場から～」でした。私は興味深いと思いながらも，当日は土曜日で当時3歳3カ月の長女の世話があるため残念ながら参加はできないと発言したところ，日弁連では公式行事参加者のために託児サービスを行っていると教えていただきました。そこで，当サービスを利用して娘のシッティングをお願いし，シンポに参加することにしました。

2　制度の概要

その託児サービスは，以下のような概要となっています。

日弁連には，『公式企画の実施にあたり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン』があります。これは，日弁連ホームページに掲載されています。http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/official_planning.html

このガイドライン中，本件託児サービスに関係する部分は，「第2　公式企画の実施にあたり留意すべき事項」中の「6　公式行事等参加者対象者に対するその他の配慮（1）保育の必要な子を有する参加者に対する配慮」です。以下，引用します。

> 6　公式行事等参加者対象者に対するその他の配慮
> （1）保育の必要な子を有する参加者に対する配慮
> 保育の必要な子を有する会員・市民の参加が見込まれる企画においては，できる限り保育の確保に努めるとともに，保育が可能な場合には，企画の事前広報（チラシ等）において，周知する。
> また，保育の実施に際しては，安全の確保に努めるとともに，損害保険に加入する。
> なお，授乳室の設置を検討する。

3　シンポ当日

当日，事前に日弁連のご担当者とやりとりをして確認したオムツ，おやつ，おもちゃ等を持参し，私と娘が託児場所である弁護士会館1704号室の会議室に着くと，日弁連で利用実績のあるという業者さんから派遣された2名のシッターさんたちが迎えてくれました。保育を申し込んでいた子どもは，私の娘ひとりだけでした。私がシンポに参加していた13時30分から17時までの3時間30分，長時間にもかかわらずよくお世話していただきました。しかも無料でした。

4　感想～今後に向けて～

この託児サービスは，まだ日弁連のガイドラインにとどまっており，制度として確立しているわけではないとのことです。ですが，日弁連のご担当者，シッターさんたち，みなさま丁寧に対応してくださり，おかげさまで私は当初育児のために参加をあきらめていたシンポに参加して知識を深めることができ感謝しております。弁護士会の行事参加者のために託児サービスがあることは，ほんとうにすばらしいと思います。

惜しいのは，このサービスがまだまだ知られていないことです。私も以前はその存在さえ全く知りませんでした。今後，上記2で引用した「企画の事前広報（チラシ等）において，周知する」活動がなされたならば，利用者が増え実績も重ねていくことが可能となるでしょう。

また，託児の場所についても，今後，弁護士会館に託児室が設置されれば，そこで行うことが可能となり，ますます利用しやすいサービスとなることでしょう（ちなみに，大阪弁護士会館には『子育て支援室』という託児室があるとのことです）。

保育の必要な子どもを育児中の弁護士や市民のみなさまのために，近い将来，このサービスが単なる指針にとどまらず制度として確立すること，そして，東京弁護士会においても同様の制度がつくられることを願ってやみません。

第55回
地方の若手弁護士に聞く～拡大版！京都弁護士会少壮会 編～

新進会員活動委員会委員　阿部 実佑季（65期）

新進会員活動委員会では，全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は，拡大版第３弾として，京都弁護士会の若手弁護士から構成される任意団体「少壮会」の方々に京都の若手弁護士の実情を伺いました。

―― 少壮会とはどのような会ですか。

京都弁護士会の登録５年目までの若手弁護士が参加している任意団体で，15年ほど前に若手弁護士や修習生同士の交流を目的に結成された団体です。３か月に１回程度懇親会を開催し，普段の業務で困っていることを相談し合う等，若手同士の交流を図っています。

―― 京都の若手弁護士の勤務実態・業務状況を教えてください。まずは刑事事件の配点や業務支援についてはどうでしょう。

京都は南北に広いため，平日は，京都市中心，南部地域，北部地域と事実上刑事弁護の担当者名簿が分かれています。休日は北部地域の一部以外については区分けがないので，京都府全域の事件について受任依頼の可能性があります。

国選弁護も当番弁護も，京都市中心では２か月に１回程度待機日の割当てがあり，ほぼ毎回受任依頼があります。南部地域・北部地域では，１か月に1，２回程度事件の割当てがあります。受任依頼は休日の担当日の方が多く，１日に2，3件受任することもあります。

最近では刑事事件の受け手が急激に増え，一人当たりの受任件数が減りつつあるようです。担当日の交代を希望する場合には，基本的には同期のメーリングリストや全体のメーリングリストにメールを流します。最近では数分で交代者が決まるような状況です。

刑事弁護業務に関する若手（登録初年度）弁護士への支援としては，支援弁護士制度という制度があります。最初に受任する刑事事件については支援弁護士に指導をしてもらいながら業務に当たり，その事件について研修報告をするという制度です。２件目以降は１人で受任できるようになります。

―― 次に，法律相談業務の管轄や配点について教えてください。

法律相談については，法律相談センターからの依頼だけでなく，行政から委託を受けて弁護士が派遣される委託無料相談もあります。

担当日の割当てに関しては，多め，少なめという日数の希望と，場所の希望を出すことができます。平均的な担当回数は年10回程度です。基本的には，担当日には１件は相談が入ります。区役所での無料相談は毎回大盛況ですが，法律相談センターでの相談は減少傾向にあります。特に京都市外では担当日の相談がゼロであることも多いため，京都市外の法律相談センターの存続は危ぶまれています。

―― 裁判所からの業務（破産管財人，後見人）について教えてください。

破産管財人の候補者名簿には登録２年目から載ることができます。登録後２年半程度で受任することもあります。裁判所は，会計士・税理士との共同関係，事務局の規模や経験，パートナー弁護士の経験等を含め，事務所単位で候補者を評価しているようです。

後見人業務の候補者名簿にも登録２年目から載ることができます。登録後２年１か月程度で受任することもあります。

―― 京都弁護士会からの若手弁護士への支援にはどのようなものがありますか。

登録初年度の弁護士について，先の刑事事件に関する支援弁護制度も含めた研修制度が設けられています。同制度上一定数の研修へ参加，報告することが義務づけられています。研修に関しては，業務一般に関する研修の他，各委員会（交通事故委員会，遺言相談委員会等）が独自に研修を設けています。

まず，最近若手弁護士がベテランの弁護士と共同受任できる仕組みが作られました。若手弁護士が，初めての分野や慣れていない分野の事件の受任依頼を受けたときに，事件の分野別に作成された共同受任希望者名簿に載っているその分野のベテラン弁護士に共同受任を依頼できるようにするという仕組みです。知らない弁護士と一緒に事件を受任するというハードルがありますが，業務多忙になっているベテラン弁護士が有能な若手弁護士をスカウトする機会の提供という役割も果たしています。

―― 就職状況・独立状況について教えてください。

京都弁護士会には，毎年30～40人程度の新人が入ってきています。弁護士会内に就職ワーキングチームというものがあり，修習生の就職支援を行うシステムを作っています（修習生・修習前合格者への就職説明会，インハウス説明会，採用メーリングリストの開設等）。縁故採用が主です。最近は即独も増えましたが，通常は3，4年程度勤務弁護士をした後に独立することが多いです。

―― 業務拡大のために行っていることを教えてください。

事件の受任は紹介によることが多いので，若手士業交流会に参加する等，一つ一つの縁を大切にしています。

終わりに

京都は弁護士一人当たりの人口が日本で3番目に少ない地域ということでしたが，当会に比べ法律相談や刑事弁護の割当てが多く，管財人・後見人名簿への登載時期も早いので，若手の段階から幅広い経験を積めるチャンスが存在する環境だということが分かりました。このような差が今後も引き続くと，当会の若手弁護士と他の弁護士会の若手弁護士との間での経験・能力の差（特に，いわゆる町弁業務について）が大きくなってしまうことが懸念されます。そのような懸念を払拭するためにも，当会において若手の段階から充分に経験を積むことができるよう，既存の制度・システムの見直しや，新たな試みに挑戦することが重要課題であると再認識する契機となりました。

今後も様々な弁護士会の若手弁護士と交流し実情を伺ってご報告したいと思います。

京都弁護士会少壮会の皆さんと

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70 | 湯島：1971－93 | 和光：1994－

8期

よき時代の修習

会員　海谷 利宏（8期）

昭和29年度入所の８期生214名が，紀尾井町の司法研修所の門をくぐったのは60年前に遡る。修習終了時の216名の進路は，裁判官73名，検事50名，弁護士89名，他４名であったが，現在法曹活動をしている仲間はごく僅かになった。

２年間の修習は，誠に充実し，程々に余裕があり，青春時代をエンジョイし，将来の法曹として活躍する基盤作りに至れり尽くせりの内容であった。

その修習理念は，入所式，終了式での田中耕太郎最高裁長官，松田二郎司法研修所長（後最高裁判事），塚崎直儀日弁連会長他の法曹関係トップの訓話で説示されている。その骨子は，法曹三者は，新憲法の精神を徹底理解しその擁護者となること，法を国民のために忠実に運用すること，実務経験と共に法律学の研究を怠らないこと，２年間に人格識見の修養に努めること，法曹職は利益を追求してはならないというものであり，この実践そのものが修習であったと理解している。

前期後期の各４ヶ月の修習は，研修所発足から７年を経過して，適切な教材を元にすぐれた教官による指導を受けられる時代に入り，実務とはいかなるものかを一部でも触れることができ，新たな驚きであった。

前期見学旅行は，私のクラス２組は古河電工日光精銅所の見学で，同所で，輪になって日光和楽踊りの楽しさを覚え，今でも踊りを思い出し歌詞を口ずさむことがある。列車試乗では国府津機関区で機関車に乗り，前方安全確認状況の経験をした。その夜の熱海でのドンチャン騒ぎが懐かしい。夏季合同研究は赤倉温泉で２泊３日，５教科をみっちり教え込まれ，疲れ癒しに東京修習の４名で新潟から佐渡へと回遊した思い出もある。

２組刑事の荒川正三郎教官（元名古屋高裁長官）は，自宅歓迎で，２組以外の仲間と押しかけ，教官と同僚のような気分で，飲みながらの先輩談義を伺った人気教官であった。

私は，東京修習であり，４班に分かれ，１班がほぼ20名で計83名が修習した。東京弁護士会配属修習生は，各班約10名であり，私は飯村義美先生（当時修習委員長で，後に最高裁判事）の元で修習した。７期では尾崎行信氏（弁護士，後に最高裁判事），８期は私の他桜井敏雄君（裁判官），越山安久君（裁判官），加藤泰也君（検事）が連続して先生の指導を受けた。当時は修習生が少数であり，配属先は法友会，親和会のベテランの先生の事務所が多く，終了後に，私を含め勤務先が指導弁護士事務所になる者が多かった。又このことが縁で弁護士会活動に関心を持つようになった。

近時の修習生の飛躍的増加は，従来の研修期間の短縮と１組約70名を担当する教官の責任を重くしている。改革は長期になるであろうが，往年の修習制度，修習内容に少しでも近づくことができるよう後輩法曹に期待している。

66 期リレーエッセイ

初めての破産申立事件と管財事件

会員　岩下 明弘

1　倒産事務所への入所

私は，破産管財事件や民事再生事件を専門とする事務所への入所を希望し，希望どおり入所することができた。入所してから１年経ったが，未だハイハイさえままならない状態である。しかし，この１年で数々の案件に携わることができ，それぞれの案件での失敗を通じて，成長の糧とすることができている。

2　初めての破産申立事件

初めての破産申立事件は，青果業を営む会社とその代表者が破産申立てを行うものであり，主任の一人として担当した。本破産申立事件では，許認可等の関係で，破産手続開始後に事業譲渡を行うことは困難であったため，その主要な事業について，破産手続申立前に，スポンサーに対し事業譲渡を行った。現在，破産債権者に対する配当が見込まれており，単に破産申立てをして事業を終了するだけでなく，事実上，スポンサー会社の下で事業の再生ができ，やりがいを感じることができた。その一方で，東弁倒産法部などの講義で聞いていたにもかかわらず，預金の使途について兄弁から聞かれてもうまく答えることができなかったり，必要な資料を段取り良くそろえることができず，申立予定日の前日に慌ててコピーをとることになったりして，タイムスケジュールを管理しながら適切に準備を進めていくことの難しさを実感した。

3　初めての管財事件

初めての管財事件は，申立書ベースで負債が２億円程度の法人と個人の事件であり，破産管財人代理として担当している。賃貸人や入会保証金を預託しているゴルフクラブの担当者，不動産に根抵当権を設定している金融機関の担当者などとの交渉を行ったり，否認の対象となる取引の有無の調査をしている。相手方との交渉が生ぬるいとの指導を受けたり，一番事件の全体像や個別の事情について詳しく把握しているべきであるのに，十分に事情を把握できていなかったりして，不甲斐なく思うことも多い。他方で，未払保管料があり，現に在庫が保管されている倉庫会社の担当者と交渉したことがあったのであるが，交渉の結果，財団債権を発生させずに別除権を受け戻して商品を売却する合意ができた。先輩弁護士からは，いい仕事をしたと思いますよ，とのねぎらいの言葉をもらい，小さな自信を持つことができた。

4　今後の抱負

失敗をするということは，その分だけ学び，成長する機会を与えてくれることでもあり，ありがたく感じる日々である。自分の仕事に対して不甲斐なく思い，へこむときも少なくない。特に，今この原稿を書き始めた直前，こっぴどく指摘を受け，心はベコベコになっているのであるが（そうであるなら反省した方がいいのであるが），失敗を挽回する機会が巡ってきたときに，きちんと挽回できるよう，日々反省し，より多くの事件に丁寧に取り組みたい。そして，小さな自信を積み重ねながら，一日も早くハイハイを卒業し，一人で堂々と歩ける弁護士になりたい。

心に残る映画

『悪魔のいけにえ』

1974 年／アメリカ／トビー・フーパー監督作品

個性的な悪役と随所に光る工夫
魅力あふれるホラー映画

会員　木村 裕史 (63 期)

『悪魔のいけにえ (THE TEXAS CHAIN SAW MASSACRE)』
価　格 : 4,700 円＋税
発売元 : NBC ユニバーサル・エンターテイメント
※ 2014 年 12 月 15 日現在

1　注意と言い訳

本作はホラー映画である。そのため，ホラー映画に嫌悪感や不快感を感じられる方にはおすすめしない。

私も，せっかく由緒ある本コーナーに記事を書かせていただけるのだから，「情婦」や「十二人の怒れる男」や「告発」など，法廷に関する名画を取り上げたかった。

しかし，敬愛してやまない元兄弁から，本作で記事を書いてほしいとの依頼をいただいたため，批判や不評を覚悟の上，やむなくこの記事を書かせていただく。

以上が言い訳である。

2　あらすじ

テキサスの片田舎に，若い男女５人組がドライブにやってくる。途中でヒッチハイカーを乗せたが，ニコニコしながら刃物を取り出すなどし始めたため，そのヒッチハイカーを追い出す。その後，目的地に到着したが，道中でガソリンを買うことができなかったこともあり，まずは１組のカップルが隣家を訪れる。だが，その家は決して訪れてはいけない家だった。原題である「The Texas Chain Saw Massacre」な一日が始まる…。

3　魅力その１

上記あらすじからもおわかりのとおり，本作を見ても何か人生訓を得られたりするものではない。ただ，恐怖感と衝撃は得られるだろう。まさに，「Don't think. Feel !」（by ブルース・リー）である。

そして何より，以下のような魅力にあふれている。

本作の裏の主人公は，殺人鬼「レザーフェイス」である。人間の皮で自作したマスクを被り，汚れたエプロンを着用し，チェーンソーを振り回す大男である。趣味は，動物や人間の骨でアートを作ることのようだ。

レザーフェイスの次兄が「ヒッチハイカー」である。挙動がおかしいが，舌を出す仕草や手足をばたつかせるアクションなどがコミカルで，笑顔もかわいい。

また，長兄である「コック」や父である「じい様」も個性的である。コックは一見まともそうだが，弟たちの残虐行為を助長するやはり異常な男である。また，じい様は，顔面蒼白でミイラのような外見をしており，ほとんど動かないにもかかわらず，若い女性の血を吸うのは好きな怪人である。

このように，本作の悪役一家は，いずれも個性的である。また，妙に生活感や人間臭さがあるのも特徴である。例えば，レザーフェイスは，チェーンソーで自宅玄関ドアを破壊してしまったことをコックから叱られて謝ったり，チェーンソーでうっかり脚を切ってしまい痛そうにしたりする。また，コックは，機械化のせいで一家の仕事がなくなってしまったことを嘆いたり，「電気代も馬鹿にならないからな」などと言いながら電灯を消したりする。

悪役達の個性が，他のホラー映画にはない魅力となっている。

4　魅力その２

また，本作は，実はそれほど流血シーンや残酷なシーンを写していない。それにもかかわらず，本作が他のホラー映画以上に恐怖感を覚えさせるのは，監督の工夫によるところが大きいと思われる。

例えば，悪役一家に囲まれた女性が恐怖のあまり絶叫する際に，その女性の眼球をアップにするシーンがある。アップで写された眼球が小刻みに動くさまは，生理的に恐怖心が煽られる。

また，レザーフェイスが用いるチェーンソーは，エンジン音や破壊音などが生じるために，本作の凶器として採用されたように思われる。チェーンソーから発せられる様々な音が恐怖心を煽るのである。

5　最後に

ホラー映画といっても，単に大量の流血シーンや残酷なシーンを流し続ける作品は好みではない。本作のように，悪役が個性的であったり，色々な工夫をしている作品に惹かれるのである。

本作以外に好みの作品を挙げるとすれば，「ハロウィン」や「ナイト・オブ・ザ・リビングデッド」，「フェノミナ」あたりであろうか。趣は大分異なるが，「エイリアン」シリーズや「セブン」なども非常に面白い。

ホラー映画は低俗なものだと思う。それでも，ときにはホラー映画を見て，非日常的な刺激を受けることがあってもいいのではないだろうか。

コーヒーブレイク

事務所のメンバーらと

「マイペンライ」の国に来て

会員　田畑 智砂（64期）

タイ国バンコクに駐在し始め，はや10ヶ月が経った。熱帯の暑さ（4～5月には最高気温40度近くなる）にも，仏教国独特のルール（仏教の休日には酒類の販売が禁止される等）にも慣れ，タイ語も少々覚えてきたところだ。

タイに進出している日系企業は2014年10月現在の商務省データベースで7,700社を超えている。会社設立や合弁のお手伝いから訴訟対応まで，在タイ日系企業の法律問題全般をタイ人弁護士と協力して行うのが私の仕事だ。駐在先の企業法務系弁護士は，みな英米でLLMを取得しているため英語が話せるが，どんなに語学が堪能なクライアントであっても，文化慣習の違いによる行き違いのリスクを避けるため，私のような日本人弁護士が介在することを望まれる方が多い。タイ法は大陸法系で，タイ民商法などは日本法と極めてよく似ているのだが，緻密な日本人とおおらかなタイ人の気質の違いは大きいと感じている。

さて，気質の違いと言えば，何と言ってもあのエピソードだろう。2013年11月に，タクシン元首相を対象に含む恩赦法が下院で強行採決され，これを機に反政府デモが激化した。私が赴任した2014年3月末には，主要道路の封鎖こそ解除されていたが，まだ各所で赤シャツと黄シャツの大規模なデモ集会が行われていた最中だった。そして間もなく5月20日，戒厳令が発令され，22日にはクーデターが勃発した。

その日のことは鮮明に覚えている。戒厳令のため電車が夜9時にストップしてしまうので，仕事をなんとか8時までに終わらせなければならないと，オフィスでカタカタとコンピューターに向かっていた時だった。誰かがタイ語のラジオ放送を大音量で鳴らし始めたので，何事だろうと思っていると，隣のタイ人弁護士が私の部屋にやって来て，クーデターになったから今日はもう帰ったほうがいいと教えてくれた。クーデターと言えば2・26事件しか思い浮かばなかった私は，とにかく慌てふためいたものである。その時，彼は私を落ち着かせようと，笑いながら，「マイペンライ，It's every 3 years（大丈夫。3年おきのことだから）」と冗談まじりに言ってくれた。これは後から知ったことだが，タイでは1932年の立憲革命以来，実に19回目のクーデターであり，国民はもはやクーデター慣れしていたようである。地元テレビ局が全て占拠され，通常放送が停止したので，私は日本のインターネット放送でニュースを見ていたが，日本のニュース画像はどこか別の場所を映しているかのようで不思議だった。地元のタイ人はみな極めて冷静に電車に乗り，仕事に行き，いつもと全く変らない日常生活を送っていたのである。

この国の人は本当に良く「マイペンライ」を使う。友達が落ち込んでいる時も，遅刻してしまいそうな時も焦らず「マイペンライ」。物質的に言えば，日本の方がはるかに豊かなのに，タイ人の方がむしろ幸せに暮らしているように見えるのは，この「マイペンライ」精神に拠るところが大きいのではないかと思う。頻繁な停電も，大雨の後は川になる道路も，この国の住人には取るに足らないことなのだ。政治的混乱ですら冗句にしてしまうマイペンライ精神，タイ駐在の間に是非とも習得したいものである。

東弁・二弁合同図書館 新着図書案内　2014年11月20日～12月17日・222点

法社会学

『共生の法社会学 フクシマ後の〈社会と法〉』塩谷弘康／法律文化社

外国法

『アメリカ憲法判例 続』憲法訴訟研究会／有斐閣
『中国のビジネス実務 判例から学ぶ契約書の作成と運用Q&A100』韓晏元／第一法規
『アメリカ不法行為法 第2版』樋口範雄／弘文堂
『越境する司法 ドイツ連邦憲法裁判所の光と影』Jestaedt, Matthias／風行社
『中国ビジネス法体系』藤本豪／日本評論社
『アメリカ著作権法の形成』松川実／日本評論社

憲 法

『人権は二つの顔をもつ』金泰明／トランスビュー
『同性婚，あなたは賛成？反対？ フランスのメディアから考える』浅野素女／パド・ウィメンズ・オフィス
『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件〈ヘイトクライム〉に抗して』中村一成／岩波書店
『ヘイト・スピーチの法的研究』金尚均／法律文化社
『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援 同性愛，性同一性障害を理解する』針間克己／岩崎学術出版社
『憲法講義 1 第3版』大石真／有斐閣
『ディベート憲法』新井誠／信山社
『日本憲法民主化の焦点』金森徳次郎／慈学社出版
『統治構造の憲法論』毛利透／岩波書店
『新憲法の精神 憲法制定議会の前後』金森徳次郎／慈学社出版
『徹底解剖！イチからわかる安倍内閣の集団的自衛権』自由法曹団／合同出版
『「集団的自衛権で本当に国民の命と暮らしが守れるか？」閣議決定を検証する』東京弁護士会／東京弁護士会
『表現の自由 理論と解釈』橋本基弘／中央大学出版部
『マイナンバー制度で企業実務はこう変わる』梅屋真一郎／中央経済社
『改憲を問う：民主主義法学からの視座』日本評論社

選挙法

『自由にできる選挙活動 第4版 ネット選挙対応／選挙法の解釈と実践』自由法曹団／かもがわ出版

行政法

『杉村敏正先生の人と学問』杉村敏正先生追悼文集編集委員会／杉村敏正先生追悼文集編集委員会
『条解行政事件訴訟法 第4版』南博方／弘文堂
『景観法と地域政策を考える』高崎経済大学地域政策研究センター／勁草書房
『基本を学ぶ建築法規 建築基準法・関連法令の基本事項を学ぶ』町田修二／大成出版社
『建築・設備のあってはならない不完全性事例大全集130』日本環境管理学会／オーム社
『日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（新築住宅）住宅性能表示制度 2014』日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（新築住宅）編集委員会／工学図書
『建設住宅性能評価解説（既存住宅・現況検査）住宅性能表示制度 2014』建設住宅性能評価解説（既存住宅・現況検査）編集委員会／全国官報販売協同組合
『日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（既存住宅・個別性能）住宅性能表示制度 2014』日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（既存住宅・個別性能）編集委員会／工学図書
『中小企業経営者のためのQ&Aでわかる BCP策定の実務』京盛真信／税務経理協会

警察法

『防犯・防災・警備用語事典』鈴木康弘／明石書店
『道路交通法改正Q&A 一定の病気等に係る運転者対策 悪質・危険運転者対策，自転車利用者対策』交通行政研究会／東京法令出版

会計法

『地方公共契約の手引き』奥村勇雄／建設物価調査会

国有財産法

『自治体公有財産管理の実務』江原勲／学陽書房

税 法

『後発的事由の税務Q&A 申告後の事情変更への対応策』小林磨寿美／中央経済社
『都市農地税制必携ガイド 平成26年度』柴原一／清文社
『ケースで理解する交際費・接待費の税務ポイント』小林俊道／ぎょうせい
『事例式資産をめぐる複数税目の実務 改訂版』平川忠雄／新日本法規出版
『租税徴収における事実認定の実務』中山裕嗣／大蔵財務協会
『保険税務Q&A 7訂版』保険税務事例研究グループ／税研情報センター
『役員給与損金算入判断の手引』伊東博之／新日本法規出版
『株式の評価』税理士法人日本税務総研／中央経済社
『土地等の評価』樋沢武司／中央経済社
『贈与税の各種特例』飯塚美幸／中央経済社
『相続税・贈与税のアウトライン』田中一／中央経済社
『タイムリミットで考える相続税対策実践ハンドブック 平成26年10月改訂』山本和義／清文社
『相続税の債務控除の留意点Q&A 遺言，遺産分割に知っておきたい』遠山敏之／大蔵財務協会
『最適解のための事例詳説相続税・贈与税Q&A』深代勝美／清文社
『【短期】・【中期】・【長期】の10年スパンで考える事業承継・相続の税金対策』甲田義典／清文社
『相続税贈与税の実務と申告 平成26年版』酒井満男／大蔵財務協会
『相続等発生における法人の処理 相続遺贈があった場合の法人が知っておきたい』遠山敏之／税務研究会出版局
『裁判例からみる消費税法』池本征男／大蔵財務協会
『Q&A固定資産税は見直せる 適正納税の方法と実践』林弘明／清文社

地方自治法

『自治体職員のための番号法解説 制度編』宇賀克也／第一法規
『実務解説直接請求制度』直接請求実務研究会／ぎょうせい
『地方自治の深化』日本地方自治研究学会／清文社

民 法

『民法判例集 第3版 担保物権・債権総論』瀬川信久／有斐閣
『表見法理の帰責構造』中舎寛樹／日本評論社
『速報！現行条文比較債権法改正』東京弁護士会法友全期会／第一法規
『契約書式実務全書 第3巻 第2版』大村多聞／ぎょうせい
『契約締結過程における正当な信頼』山城一真／有斐閣
『取引基本契約書の作成と審査の実務 第5版』滝川宜信／民事法研究会
『家族法と社会保障法の交錯』古橋エツ子／信山社
『プラクティカル家族法 判例・理論・実務』平田厚／成文堂
『成年後見監督人の手引き』成年後見センター・リーガルサポート／日本加除出版
『遺産分割 改訂版』上原裕之／青林書院
『不動産登記法 増補』山野目章夫／商事法務
『願いが叶う！！想いが実る！！究極の財産管理ツール民事信託超入門 改正信託法をフル活用するための基礎知識と21の活用事例』河合保弘／日本加除出版
『信託制度のグローバルな展開』新井誠／日本評論社
『住民基本台帳法逐条解説 全訂』市町村自治研究会／日本加除出版
『新しい不動産特定共同事業法の実務対応』田村幸太郎／大成出版社
『マンション・団地の法律実務』横浜弁護士会／ぎょうせい
『自賠責保険・共済紛争処理事例集 第12巻（平成25年度）』自賠責保険・共済紛争処理機構／自賠責保険・共済紛争処理機構

商法・会社法

『商法判例集 第6版』山下友信／有斐閣
『ビジネス法務の部屋からみた会社法改正のグレーゾーン』山口利昭／レクシスネクシス・ジャパン
『現代株式会社と私有財産』Berle, Adolf Augustus／北海道大学出版会
『不正リスク管理・有事対応 経営戦略に活かすリスクマネジメント』山口利昭／有斐閣
『リスクマネジメントの教科書 50の事例に学ぶ"不祥事"への対応マニュアル』白井邦芳／東洋経済新報社
『企業と法の現代的課題』柴田潤子／成文堂
『株主総会日程 会社規模・決算月別／中間決算 平成27年版』商事法務
『会計不正が株主総会に与える影響の事例分析 関係書類の特殊記載と直前発覚時の運営方法』樋口達／商事法務
『監査基準論 第3版』長吉眞一／中央経済社
『企業はなぜ，会計不正に手を染めたのか「会計不正調査報告書」を読む』米澤勝／清文社
『債務超過会社の会社分割Q&A 法務・会計・税務』貝沼彩／中央経済社

海商法

『船舶保険の譲渡担保』藤井卓治／保険毎日新聞社

刑 法

『刑法各論 第4版』大谷実／成文堂
『法務総合研究所研究部報告 50 無差別殺傷事犯に関する研究』法務総合研究所
『法務総合研究所研究部報告 52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』法務総合研究所
『地域警察官のための被害届・実況見分調書作成の手引き 第2版』地域実務研究会／立花書房
『デジタル・フォレンジック事典 改訂版』舟橋信／日科技連出版社
『袴田再審から死刑廃止へ』年報・死刑廃止編集委員会／インパクト出版会
『国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義』小田中聡樹／東北大学出版会

司法制度・司法行政

『法廷のための統計リテラシー』石黒真木夫／近代科学社
『事件類型別弁護士会照会』愛知県弁護士会／日本評論社
『弁護士倫理 第2版』飯村佳夫／慈学社出版
『大阪弁護士会と大阪地方裁判所各部・大阪簡易裁判所との懇談会 平成25年度』大阪弁護士会司法委員会／大阪弁護士会
『弁護士10年目までの相談受任力の高め方』中里妃沙子／レクシスネクシス・ジャパン
『法律事務職員基本研修テキスト 下』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会

訴訟手続法

『ケースでわかる民事訴訟法』小林秀之／日本評論社
『民事司法実情調査アンケート結果報告書』東京弁護士会民事司法改革実現本部／東京弁護士会
『プラクティス民事保全法』梶村太市／青林書院
『日米ADR シンポジウム 日本におけるより良きADRの実現と飛躍的普及を目指して』日米ADRシンポジウム実行委員会／日米ADRシンポジウム実行委員会
『仲裁法』小島武司／日本評論社
『あるべき私的整理手続の実務』事業再編実務研究会／民事法研究会
『破産法・民事再生法 第3版』伊藤真／有斐閣
『会社更生の実務 上 新版』東京地裁会社更生実務研究会／金融財政事情研究会
『現代の刑事裁判』渡辺修／成文堂
『証人尋問ノート 第2版』大塚武一／東京図書出版

少年法

『非行・犯罪とそだち』滝川一広／日本評論社
『法務総合研究所研究部報告 51 来日外国人少年の非行に関する研究（第2報告）』法務総合研究所

『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用』藤岡淳子／誠信書房

経済産業法

『情報セキュリティ入門 第3版』羽室英太郎／慶應義塾大学出版会
『インターネットはなぜ人権侵害の温床になるのか』吉富康成／ミネルヴァ書房
『Q&A高齢社会の消費者トラブル』石戸谷豊／日本加除出版
『Q&Aインターネットの法的論点と実務対応 第2版』東京弁護士会インターネット法律研究部／ぎょうせい
『条解独占禁止法』村上政博／弘文堂
『カルテル規制とリニエンシー 課徴金減免制度の考察と活用』入江源太／三協法規出版
『解説中小企業協同組合法 第2版』村山光信／日本評論社
『「原発」文献事典 1951-2013』文献情報研究会／日本図書センター
『原子力損害賠償法』豊永晋輔／信山社出版
『自然災害・土壌汚染等と不動産取引 現代型リスクをめぐる判例』升田純／大成出版社
『金融マンのための再生ファイナンス講座』山下章太／中央経済社
『プロジェクトファイナンスの理論と実務 第2版』Yescombe, E. R／金融財政事情研究会
『多重債務カウンセリング事例・相談者からのたより』日本クレジットカウンセリング協会／日本クレジットカウンセリング協会

知的財産法

『商標法 新版 第4版』末吉亙／中央経済社

通信法

『情報通信の規制と競争政策 市場支配力規制の国際比較』岸井大太郎／白桃書房

労働法

『基本労働法 3』三井正信／成文堂
『個別労働紛争あっせん制度の実務と実践 60の事例から学ぶ和解のポイント』小林包美／第一法規
『論点体系判例労働法 2 賃金・労働時間・休暇』菅野和夫／第一法規
『論点体系判例労働法 3 人事・労災補償・安全衛生』菅野和夫／第一法規
『タイ・シンガポール・インドネシア・ベトナム駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド 改訂新版』藤井恵／清文社
『企業のための労働契約の法律相談 改訂版』下井隆史／青林書院
『懲戒処分をめぐる法律実務 Q&Aと事例』弁護士法人御堂筋法律事務所／新日本法規出版
『注目の「改正動向」「裁判例」「実務」がわかる徹底解説！労働時間』日本法令
『わかりやすい語法による英文就業規則のつくり方逐条解説付』倉田哲郎／日本法令
『図解よくわかる労働安全衛生法 改訂4版』木村嘉勝／労働調査会
『労働者派遣をめぐる裁判例50』渡辺岳／労働調査会

社会福祉法

『神経発達症（発達障害）と思春期・青年期』古荘純一／明石書店
『精神保健福祉法改正』太田順一郎／批評社
『現場発！生活保護自立支援川崎モデルの実践』川崎市／ぎょうせい
『必携法律家・支援者のための生活保護申請マニュアル 2014年版』生活保護問題対策全国会議／全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
『災害救助の運用と実務 平成26年版』災害救助実務研究会／第一法規
『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック 犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聴く技術』Cederborg, Ann-Christin／明石書店

医事法

『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会 無らい県運動の研究』無らい県運動研究会／六花出版

衛生法

『食材偽装 メニュー表示のグレーゾーン』森田満樹／ぎょうせい

環境法

『環境保全の法と理論』高橋信隆／北海道大学出版会

社会保険法

『年金基金のためのプライベート・エクイティ』日本バイアウト研究所／きんざい

宗教法

『葬儀・墓地のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで』長谷川正浩／民事法研究会

教育法

『Q&A学校法人の新会計実務 第3次改訂版 平成25年改正学校法人会計基準対応』有限責任監査法人トーマツ／第一法規
『アカデミック・ハラスメントの社会学 学生の問題経験と「領域交差」実践』湯川やよい／ハーベスト社

出版関係法

『法とジャーナリズム 第3版』山田健太／学陽書房

国際法

『越境的な規範の形成と執行』杉浦章介／慶應義塾大学出版会
『日米安保条約と事前協議制度』信夫隆司／弘文堂
『国際関係と国際法 日本の安全保障と歴史問題の闇』沢喜司郎／成山堂書店
『西松安野友好基金和解事業報告書』西松安野友好基金運営委員会／西松安野友好基金運営委員会
『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律執務資料』法曹会
『国際刑事裁判所 第2版』村瀬信也／東信堂

医学書

『遺伝子診断の未来と罠』増井徹／日本評論社
『診療ガイドライン 産科編2014』医学書院
『ランニングのスポーツ医学』文光堂
『どこまで対応する？救急疾患 最初に診る医者がやるべきことから最新治療まで』南山堂
『性同一性障害の治療の現状』克誠堂出版
『高齢者脆弱性骨折の予防と治療』南江堂
『間質性肺炎の診断と治療』金原出版
『うつ病の早期介入，予防（1）』医学書院
『NICUマニュアル 第5版』新生児医療連絡会／金原出版
『子どものPTSD 診断と治療』友田明美／診断と治療社
『レビー小体型認知症 臨床と病態』井関栄三／中外医学社
『外傷専門診療ガイドライン』日本外傷学会／へるす出版
『実践アトラス美容外科注入治療』征矢野進一／全日本病院出版会
『造血細胞移植学会ガイドライン 第3巻』日本造血細胞移植学会／医薬ジャーナル社
『ACECガイドブック 意識障害の初期診療の標準化2014』『ACECガイドブック』編集委員会／へるす出版
『器官の異常と誤嚥・摂食嚥下のメカニズム』医歯薬出版
『大人の発達障害診療マニュアル 7つのステップでわかる大人のASD・ADHD』姜昌勲／中外医学社
『いまさら訊けない！透析患者検査値のみかた，考えかた』加藤明彦／中外医学社
『ガイドラインには載っていない消化管がんPractical Treatment』山田康秀／メジカルビュー社
『がん薬物療法キードラッグ65』古瀬純司／中外医学社
『シンプル薬理学 改訂第5版』野村隆英／南江堂
『間違いだらけの褥瘡・フットケア 変容する創傷管理の常識』宮地良樹／中山書店
『高血圧専門医ガイドブック 改訂第3版 高血圧専門医ならびに専門医をめざす医師のための』日本高血圧学会／診断と治療社
『手術適応か？否か？救急でもう迷わない！』杉野達也／羊土社
『小切開硝子体手術入門！』米田一仁／メジカルビュー社
『摂食障害という生き方 その病態と治療』瀧井正人／中外医学社
『日常診療に必要な認知症症候学』池田学／新興医学出版社
『乳がん患者の妊娠出産と生殖医療に関する診療の手引き 2014年版』厚生労働省／金原出版
『Up to date加齢黄斑変性』高橋寛二／全日本病院出版会
『野球ヒジ診療ハンドブック 肘の診断から治療，検診まで』柏口新二／全日本病院出版会
『鍼灸 改訂2版』篠原昭二／金芳堂
『胃癌治療ガイドライン 2014年5月改訂第4版 医師用』日本胃癌学会／金原出版
『患者さんのための大腸癌治療ガイドライン 2014年版』大腸癌研究会／金原出版
『患者さんのための乳がん診療ガイドライン 2014年版』日本乳癌学会／金原出版
『急性陰嚢症診療ガイドライン 2014年版』日本泌尿器科学会／金原出版
『産婦人科内視鏡手術ガイドライン 2013年版』日本産科婦人科内視鏡学会／金原出版
『NEWエッセンシャル眼科学 第8版』丸尾敏夫／医歯薬出版
『発達障害の理解と対応 改訂第2版』五十嵐隆／中山書店
『呼吸器疾患診療最新ガイドライン』弦間昭彦／総合医学社
『腹腔鏡・子宮鏡手術 基本編』平松祐司／メジカルビュー社
『麻酔科研修ノート 改訂第2版』稲田英一／診断と治療社
『小児科研修ノート 改訂第2版』五十嵐隆／診断と治療社
『神経ブロックに必要な画像解剖』表圭一／文光堂
『消化器外科レジデントマニュアル 第3版』九山敏樹／医学書院
『新腹部画像診断の勘ドコロ』兼松雅之／メジカルビュー社
『人体解剖カラーアトラス 原書第6版』Abrahams, P. H.／南江堂
『解剖学カラーアトラス 第7版』Rohen, Johannes W.／医学書院
『プロメテウス解剖学アトラス 口腔・頭頸部』Baker, Eric W.／医学書院
『グレイ解剖学 原著第2版』Drake, Richard L.／エルゼビア・ジャパン
『もっとよくわかる！幹細胞と再生医療』長船健二／羊土社
『コリンズのVINDICATE鑑別診断法』Collins, R. Douglas／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『消化器疾患の臨床分類 改訂版 一目でわかる分類95と内視鏡アトラス』長浜隆司／羊土社
『エキスパートによる消化器外科静脈血栓塞栓症診療指針』左近賢人／南江堂
『新脊椎インストゥルメンテーション テクニカルポイントと合併症対策』野原裕／メジカルビュー社
『神経因性膀胱ベッドサイドマニュアル』榊原隆次／中外医学社
『子宮筋腫こんなときどうする？ 叡智を結集して安全手術』平松祐司／メジカルビュー社
『合併症対策＆知っておきたい他科の手術手技 困難な状況に対処するために』平松祐司／メジカルビュー社
『よりよい婦人科手術のための器具の使い方 この操作ではこの手術器具をこう使う』平松祐司／メジカルビュー社
『今日の不妊診療 新版』鈴木秋悦／医歯薬出版
『産科実践ガイド 改訂第2版 国立成育医療研究センター』塚原優己／診断と治療社
『プリンシプル産科婦人科学 1 第3版 婦人科編』メジカルビュー社
『前眼部の画像診断』大鹿哲郎／中山書店
『網膜硝子体手術』竹内忍／金原出版

秘密保護法の廃止を求める会長声明

12月10日，特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）が施行された。当会は，意見書や会長声明などで秘密保護法が憲法の大原則である国民主権，基本的人権尊重主義，平和主義を侵害する違憲の法律であることを，その前身である秘密保全法案の段階から繰り返し指摘し，その廃止を求めてきた。

行政情報は，国民の共有財産であり，国民の知る権利及び取材・報道の自由等に基づき広く国民に公開されなければならない。秘密保護法は，防衛，外交，特定有害活動防止，テロ活動防止の４分野にわたる行政情報について，行政機関の長が特定秘密に指定できると定めているが，これらの行政情報も国民の共有財産であることの例外ではない。

ところが，この指定対象情報は，広範かつ抽象的であって曖昧なものであり，行政機関の長（政府）の恣意的な指定を許すものとなっている。その歯止めには行政から独立した第三者機関によるチェックが不可欠であるが，そのような第三者機関は存在しない。政府のいう「独立公文書管理監」や「保全監視委員会」等は，いずれも行政内部の組織であって，およそ独立した第三者機関とはいえない。また，国会に設置された「情報監視審査会」も，審査対象の特定秘密を国会に提出させる強制力がなく第三者機関足りえない。

他方，特定秘密の指定期間は最大で60年となっており，指定期間無制限の特定秘密も存在する。加えて，特定秘密取扱者の秘密漏示は，最高懲役10年であり，過失，未遂，独立教唆，共謀，扇動なども処罰の対象とされ，市民や報道関係者，国会議員や弁護士等々国民による特定秘密への接近が「特定取得行為」とされれば，最高懲役５年に処せられることになる。

以上のように，秘密保護法は，重罰をもって基本的人権である国民の知る権利，取材・報道の自由等を侵害し，国民の共有財産である行政情報を政府が独占・隠ぺいするものであり，国民主権・民主主義を根幹から揺るがすものである。

さらに，特定秘密取扱者の適正評価制度により広範な個人情報の調査・収集が行われるが，これはそのプライバシー権を侵害するものである。加えて職場の同僚，親族や友人等も調査の対象とされている。また，特定有害活動防止及びテロ活動防止の名のもとに，国民のさまざまな市民運動や政治活動等に対する警備公安警察の情報収集活動が正当化され，その結果，国民のプライバシー権は侵害され，国民に関する広範な情報が警備公安警察そして政府に蓄積・独占されていくのは必至である。

秘密保護法は，2007年８月に締結されたアメリカと日本のGSOMIA（軍事情報包括保護協定）に由来するものであり，本来，日米の防衛協力の強化・一体化のための軍事情報の共有とその保全を目的とするものであった。秘密保護法の最高刑が懲役10年とされているのもMDA秘密保護法や日米刑事特別法に合わせたもので，秘密保護法は軍事立法の性格を色濃く持っている。

秘密保護法とともに成立した国家安全保障会議設置法，集団的自衛権行使容認の閣議決定，武器輸出三原則の見直し等の近時の政府の動きは，秘密保護法による政府の防衛・外交に関する情報の独占と隠蔽，そして広範な国民の情報の収集と蓄積と相まって，憲法の平和主義を蔑ろにするものといわざるをえない。

以上のとおり，秘密保護法は，憲法の大原則である基本的人権，国民主権，平和主義の理念に反する法律であることに鑑み，当会は，その施行を機に再度その廃止を求めるとともに，今後もその廃止に向けた活動を継続していく決意である。

2014年12月17日
東京弁護士会会長　髙中 正彦

内閣府消費者委員会の消費者庁移管に反対する会長声明

最近の報道に拠れば，自由民主党行政改革本部においては，平成26年11月13日に取りまとめられた見直し案の中において，財政健全化，行政効率改善の名の下に，いわゆる内閣府スリム化案の内容の１つとして，内閣府消費者委員会（以下「消費者委員会」と言う。）を消費者庁の中に，その一部局として取り込む構想が提案されているとのことである。

しかし，消費者委員会移管構想には，重大な懸念がある。

そもそも，消費者庁は，平成21年９月，①従前の縦割り消費者行政の弊害除去，②消費者利益の確保と産業保護育成機能の分離等を目的として，我が国全体の消費者行政を一元化し，その司令塔としての機能を期待されて新設された。

消費者委員会は，同庁新設と同時に，消費者庁に対する監視機能と各分野の消費者行政に関する調査・政策提言機能等を果たすために，消費者庁とは独立の地位を付与されつつ協力関係の下，発足後５年間の活動を継続してきた。

その結果，消費者委員会は，現在に至るまで膨大な数の建議，答申，提言，意見を公表すると共に，その下に組織された専門調査会等も多くの調査報告書を取りまとめ，これら建議等を基礎付ける立法事実として生かされてきた。その取り扱ってきた分野も，消費者取引分野・消費者安全分野を包含する消費者行政全般に及ぶものである。

また，消費者庁は，本来ならば他省庁の所管分野を含め，消費者行政全体の司令塔として機能すべきところ，実情としては横並びの関係にある他省庁の所管する法分野に関しては，消費者利益に係る問題であってもその改善を求めることは容易ではない。しかし，消費者庁とは独立の地位にある消費者委員会は，他省庁に対し，各所管分野に消費者問題が多発している場合には，その法規制並びにその運用実態，被害実態等について詳細な報告を求め，その報告に基づいて制度や運用の改善を求める建議等の政策提言を行うことがなされてきた。即ち，消費者行政の司令塔としての役割は，消費者庁と消費者委員会の協働関係によって初めて果たされてきたのである。

しかし，消費者庁発足後，現在に至るまで，消費者庁と協働して消費者委員会が果たしてきた消費者行政における政策提言機能は，両者の一体化によって大きく損なわれる懸念がある。

何故なら，他省庁と横並びの関係にある消費者庁の一部局となるということは，消費者庁との独立性が失われることから，他省庁の所管分野に対する調査権限と政策提言機能を果たすことは極めて困難となり，また，消費者委員会が有する消費者庁自体に対する立法及び法執行に関する監視機能も失われて

しまうことが明らかである。

上記のとおり，この５年間に消費者委員会が我が国の消費者行政の改善に果たしてきた重大な役割と機能に鑑み，消費者委員会を消費者庁に吸収して，その一部局としてしまうことには，今後の我が国の将来の消費者行政に大きな禍根を残すものであって不適切である。

以上の理由により，当会は，単純な財政健全化・行政効率化論の名の下に，内閣府消費者委員会を消費者庁に移管する組織改編に断固として反対する。

2014年12月24日
東京弁護士会会長　髙中 正彦

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」についての会長声明

1　近時，法人格を悪用する悪質商法が多発する中で，被害の救済を目指して取締役等の責任追及を図ろうとしても，①取締役等の住所を調査する手段がない，②そもそも最初から架空人名での取締役等の登記がなされている，③取締役等に就任することを承諾した事実がないといって争われるなどの困難な事案が少なからず存在する。そうした中，今般，商業登記規則を改正し，資料を提出させて取締役等の本人確認，意思確認を確実に行うことが求める方向が示されたことは（同改正案第61条５項），上記の弊を改めるものとして賛成するところである。

ただし，改正案では，資料として住民票の提出を求めるものとされているが，住民票は，「自己の権利を行使し，または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」であれば取得できる。そのため現在でも住民票の不正取得・不正利用は一定程度発生しており，その点を考慮すると，本人確認，意思確認の手段としては万全とは言い難い。そのため，住民票よりもなお，本人確認・意思確認が厳格になしうる印鑑登録証明書の提出を求めるべきである。

2　その他の改正案及び新設の条文についても，厳格な本人確認・意思確認をするものであり，あるいは，当該取締役の責任を追及するための便宜に資するものであるから，いずれも賛成する。

2014年12月24日
東京弁護士会会長　髙中 正彦